平成 27 年度 第6回一関市総合計画審議会

次 第

日 時: 平成 27 年 10 月 29 日(木)

18:30~20:00

場所:一関市役所議会棟議員全員協議会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 総合計画前期基本計画の策定について 基本計画草案について【資料No.20】 基本計画の構成について【資料No.21】(当日配付) 審議会委員からの意見への対応について【資料No.22】(当日配付) 答申書について【資料No.23】(当日配付) パブリックコメントについて【参考資料】(当日配付)
- 4 その他
- 5 閉 会

第1部 重点プロジェクト

〇 重点プロジェクトとは

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず横断的に対処しなければならない課題 に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方、展開方向を示し、具体的な施策を展開します。

○ 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域が住みよい環境を確保することにより、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、まち・ひと・しごと創生法を制定しました。本市においても、今後は、少子高齢化及び人口減少が進行することが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中にあって、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望を 持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成(まち)、地域社会を担う個性豊か で多様な人材の確保(ひと)、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出(しごと)を一体 的に推進することが重要となっています。

そのため、本市では、まち・ひと・しごと創生法を受けて、「一関市人口ビジョン」及び「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子高齢化及び人口減少に対応していくこととしており、まち・ひと・しごとの創生を重点プロジェクトに掲げるものです。

【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー(ILC)は、全長約 31~50 kmの地下トンネルに直線状の加速器を設置し、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン(宇宙誕生)直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫るものです。

ILCの建設には、硬い安定岩盤に直線のトンネル (31~50Km) を設置できることが条件となっており、安定した花崗岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月23日、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定され、世界で最も実現の可能性が高い候補地となりました。

ILCが実現すれば、国内外の研究者から高い評価を得ている、この地域の豊かな自然や美しい 里山景観を生かした国際学術研究都市が形成され、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、 滞在することになり、ILCの建設と運営による経済波及効果だけでなく、教育や文化、産業をは じめとする様々な分野において大きな波及効果が期待されます。

少子高齢化や人口減少、産業の空洞化が懸念される中、ILCは本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北が真の復興を目指していくための象徴ともなるプロジェクトです。

このため、ILCを基軸としたまちづくりを重点プロジェクトに掲げるものです。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

平成 20 年の岩手・宮城内陸地震から本格的な復興に向けて取り組んでいこうとしていた矢先の平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の地震が発生しました。

本市では震度6弱を観測し、この地震により発生した巨大な津波は、太平洋沿岸を襲い東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。その後も余震が断続的に発生し、同年4月7日、本市は再び震度6弱の大きな揺れに襲われ住家などに甚大な被害を受けました。

この東日本大震災では、岩手・宮城内陸地震では経験しなかった放射線物質による汚染問題という 新たな困難と、沿岸津波被災地の復旧復興支援という課題に直面しました。

東日本大震災からの復旧復興は、一歩ずつ着実に進んでいますが、5年の歳月が経過した今もなお 多くの課題を抱えており、今後も最優先で取り組んでいく必要があります。

震災前の市民生活の基盤と安全、安心を取り戻すこと、市域や県境を越えた沿岸地域との生活、経済交流を震災前にも増して活発にすること、そして、二つの大震災の経験と教訓を生かし市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを一層進めていくことが重要です。

このため、東日本大震災からの復旧復興を重点プロジェクトに掲げるものです。

〇 重点プロジェクトの展開

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

1 現状と課題

- ①本市の人口は、昭和 55 年 (1980 年) から平成 26 年 (2014 年) までに総人口、生産年齢人口、 年少人口ともに一貫して減少しており、老年人口が増加する少子高齢化が進んでいます。
- ②合計特殊出生率は全国平均より高い水準を保っていますが、低下傾向となっています。
- ③子どもの数が減る中で、市民の結婚観は、既婚者の3割は結婚時期が希望よりも遅かったと感じており、結婚のための必要条件、結婚したいと思える環境を整えるためには、安定した雇用や収入の確保が必要とする声が多くなっています。
- ④既婚者や近々結婚を予定している人の理想の子どもの数は 2.50 人、未婚者等では 2.28 人となっていますが、現実の子どもの数は 2.06 人とギャップがあり、理想の子どもの数をかなえるためには、「経済的負担の軽減」や「保育所施設の充実」「産休・育休制度の充実」などを必要とする声が多くなっています。
- ⑤一方、人の移動を見ると、10 代後半から20 代前半の若者の市外流出が著しく、特に仙台市や盛岡市、東京23 区への転出が目立っています。今後、こうした人口動態が現在の水準のまま推移すると、平成52年(2040年)には総人口が75,056人となり平成22年(2010年)に比べて41.2%減少することが見込まれています。
- ⑥少子化が進み将来的に生産年齢人口が大幅に減少することが見込まれることから、各種産業の担い手が確保されなければ、生産活動の停滞のみならず、経験豊富な中・高年齢層の仕事が若年層に受け継がれないことにより産業の持続性に支障が生じ、さらには雇用の縮小や所得の減少、税収減や消費活動の縮小にもつながります。
- ⑦さらに、高齢者の介護ニーズが増える中で、健康づくりはますます重要となっているところであり、高齢になっても、健康で日常生活を安心して送ることができるよう健康寿命を延ばすことに力を入れていく必要があり、生きがいを持ち健康で暮らしていくための取組が求められています。

2 基本目標

本市の現在の人口動態は、全国や県に比べて減少する速度が速くなっており、また、老年人口の割合が高いことや子どもを産み育てる若年層の人口減少が長期的に続くことから、人口減少の流れを食い止めることは難しい状況にあります。

しかしながら、このまちに暮らす市民が、地域の持つ豊かな資源を生かしながら、安定した生活のもとで子どもを安心して生み育てることができ、また、生涯にわたって愛着と誇りを持っていきいきと暮らしていけるまちになることが人口減少社会の中にあって必要なことであり、また、人口減少の抑制につながるものでもあると考えます。

このため、平成52年(2040年)に8万6千人程度の人口を確保することを展望し、しごとづくり、子育て応援、地域(まち)づくりの3つの視点からプロジェクトを推進します。

3 施策の展開の基本的方向

(1)しごとづくり

~仕事や移住定住に関する願いに応え、社会減を解消する~

市民が力を発揮できる仕事を創出し、若者や女性が集うまちを目指します。

- ①地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、地域の産業の振興を図り、 安定した雇用の創出と所得向上により、若者が地域に定着するまちを目指します。
- ②市民活動や経済活動を活発化させていくため、若者をはじめ多くの方々が本市に移住定住する、 新たな人の流れを生み出します。

(2)子育て応援

- 一就労、出会い、結婚、出産、子育ての環境を整備し、出生率を向上させる~社会全体で子育てを支援し、次代の担い手を応援するまちを目指します。
- ①多様な人生観や結婚観を持つ市民が人生のパートナーと出会い、結婚してこのまちで暮らし、出産できるような環境づくりに取り組みます。
- ②子どもの成長過程に合わせて、保健、医療、保育、教育、就職、結婚などの各分野において、それぞれが線でつながる切れ目のない子育て支援を行い、安心して子育てを楽しむことができる環境づくりを進めます。

(3)地域(まち)づくり

- ~健康長寿を支える基盤の強化を進め、地域の魅力を向上させ、住みやすさを高める~ 心豊かに安心して暮らせる、住みたい、住んでよかったまちを目指します。
- ①医療・福祉や防犯・防災など地域で安全に、安心して暮らせる環境を築くとともに、高齢者の生きがいづくりや健康寿命を延ばすための取組を進め、心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。
- ②市民一人ひとりがまちの主役となり、互いに助け合いながら地域をつくる協働のまちづくりを進めます。

4 施策の展開

(1)しごとづくり

①安定した雇用を創出する

本市の基幹産業である農業を中心として、本市の製造業が持つ優位性、地域資源などを生かした地域経済の成長や戦略的な産業振興に取り組み、付加価値や生産性の向上により、安定した雇用の創出と所得向上を図ります。

また、新たな市場開拓や地産外商、さらには、事業誘致や起業化支援、人材の育成などに取り組み、多様な雇用の場を創出するとともに、若者の地元就職と就業定着を支援します。

②新たな人の流れをつくる

地元での就職を望む高卒者や大卒者をターゲットとして、市内企業のPRや雇用環境の改善を図り、市内外からの若者の定着を推進します。

また、UJI ターン者受け入れのため、経済的な支援や空き家の情報提供などを行い、移住定住を促進します。

さらに、インバウンド観光を含めた交流人口の拡大を図るため、世界遺産「平泉」との連携強化による一関ブランドの発信、観光地の環境整備や受入態勢の強化などに取り組み、新たな人の流れをつくります。

(2)子育て応援

①結婚・出産の希望をかなえる

市民が自らのライフデザインに応じて、男女の出会いの場が提供され、結婚して市内で暮らし、 安心して妊娠・出産ができるよう、各ステージに応じた適切な支援に取り組みます。

②安心して子育てを楽しめる環境の形成

保育施設や人材の確保、保健・医療・福祉の充実、仕事と育児の両立支援など、地域の実情に 応じた子育て環境の向上に努めます。

先人が守ってきた豊かな自然や文化など、地域の宝ともいえる資源を子どもたちにしっかりと 継承し、地域への郷土愛を育むとともに、時代と社会のニーズに応えられる人材となるよう社会 を生き抜く力の育成に取り組みます。

(3)地域(まち)づくり

(1)地域で安全に安心して暮らせる環境の整備

子どもから高齢者まで、誰もが安心して日々の暮らしを送れるよう、医療、福祉・介護の体制を 充実します。

市民、関係機関、行政等が連携し、地域福祉を推進するとともに、公共空間のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを進めます。

自主防災組織などの防災体制の強化、地域の防犯、交通安全に関する取組を充実し、安心・安全な生活環境の整備を進めます。

②生きがいを持ち健康に暮らせる環境づくり

健康診断や検診の受診率向上や健康づくり運動などにより、市民の健康づくりを促進します。 市民が生きがいをもって生活できるよう、様々な生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の拡充を図ります。

【プロジェクト2】 ILCを基軸としたまちづくり

1 現状と課題

- ① I L Cが実現すれば、我が国初の国際プロジェクトとなり、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、滞在する国際学術研究都市が形成され、この地域が世界に開かれた国際的な科学技術の拠点となることが期待されます。
- ②国内の研究者組織は北上高地を I L C の国内建設候補地に選定したものの、政府は日本への誘致を表明しておらず、県をはじめとする関係機関や関係団体と連携して日本誘致に関する方針の早期決定を政府に働きかけていくことが必要です。
- ③ILC計画の動向を的確に把握して市民に情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。また、本市に広がる豊かな風土や美しい自然、伝統ある特有の文化などの魅力を市民が再認識するとともに、その魅力を国内外に広く発信していく取組が必要です。
- ④関係自治体や関係団体などと連携して、世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できる環境の整備を進めていくことが必要であり、また、地域の国際化やグローバル人材の育成に向けた取組が必要です。
- ⑤加速器関連技術を用いたプロジェクトが、東北地方に順次計画されていますが、その波及効果を産業面などに最大限に生かしていく取組が必要です。

2 基本目標

ILCは世界で一つだけ建設される世界最先端の研究施設であり、この地に建設されれば、本市の未来に大きな希望を与えるとともに、この地域は、世界遺産「平泉」とILCという世界に誇れる二つの宝物がある地域となります。

本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるILCの早期実現を目指すとともに、子どもたちが夢と希望と誇りを持って活躍できる地域、50年先、100年先までを見据えた持続可能な国際学術研究都市の形成を目指し、ILCを基軸としたまちづくりを進めます。

3 施策の展開

(1) I L Cの早期実現に向けた取組

- ①政府が早期にILCの日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけます。
- ② I L C の建設に向け研究者などが実施する様々な調査に協力します。
- ③ I L C 関連施設周辺のインフラ整備など、研究拠点として必要となる環境の整備が図られるよう 関係機関等と連携して検討を進めます。

(2)市民の理解増進、普及啓発

- ① I L C の価値や意義について、講演会やセミナー、出前授業などを実施して市民の理解増進を図ります。
- ②駅や主要な幹線道路への看板の設置、各種イベント等を通じた普及啓発活動、常設の展示コーナー設置などによりILC計画をPRし、ILCの実現に向けた機運の醸成を進めます。

(3) 市内外への情報発信

- ① I L C ニュースやホームページ等で I L C 計画の動向や地域の取組などを情報発信します。
- ②国内外の研究者等に対し、美しい自然や伝統ある特有の文化など、北上高地の魅力を情報発信します。

(4)人材育成、次世代教育

- ①次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。
- ②子どもたちが世界中から訪れる研究者等に対して、地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。

(5)国際化の推進

- ①世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備を進めます。
- ②次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身につける取組を進めます。
- ③国籍や民族、文化、言語などの違いを認め合い、支え合って暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを進めます。

(6)快適な生活環境の整備

- ①国内外の研究者やその家族等が快適に生活できる環境の整備を進めます。
- ②主要な交通結節点から I L C 関連施設や医療機関、公共施設等までのアクセスが向上するよう、 交通ネットワークの整備を図るとともに公共交通の利便性の向上を図ります。
- ③Wi-Fi環境をはじめとする情報通信基盤の整備を促進します。

(7)加速器関連産業拠点の形成

- ①加速器関連技術を用いたプロジェクトに企業が参入できる機会の創出に取り組みます。
- ② I L C を契機とした加速器関連産業集積圏域の形成に向け、産学官の交流、連携の機会の創出を 図ります。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

1 現状と課題

本市は、東日本大震災により道路や学校などの公共施設、住家や農地への被害のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染が発生し、甚大な被害を受けました。

これに伴い、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、震災からの復旧復興を最優先の課題として取り組んできました。

- ①放射性物質による汚染問題については、除染実施計画に基づく放射線低減対策により目標値(日常生活で受ける追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下)を達成し、また、原木しいたけの出荷制限の一部解除など明るい兆しもあります。しかしながら、汚染された側溝土砂の早期処理、牧草や稲わらなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建に向けた支援、損害賠償の迅速化に対する支援など、解決しなければならない多くの課題を抱えており、市民の安全、安心に向けた対策を最優先の課題として取り組んでいく必要があります。
- ②公共施設や農地などの復旧は確実に進んでおり、住家被害についても県内の内陸部では初めてとなる災害公営住宅の建設に着手するなど生活再建支援が進んでいますが、避難先での生活を余儀なくされている方が多数おり、住宅の自力再建が困難な方々の居住の安定を確保する必要があります。
- ③隣まちである陸前高田市、宮城県気仙沼市などの沿岸津波被災地では、一歩ずつ着実に復旧復興が 進められていますが、生活基盤の復旧はもとより、産業、保健医療やコミュニティなど、様々な面 での一日も早い復興が望まれるところであり、でき得る限りの支援を行っていく必要があります。

2 基本目標

被災者の生活再建、地域経済の再生と健康不安の解消に向けて集中的な対策を進め、市民と行政が一体となった取組により、原発事故前の生活環境を取り戻すとともに、本市と沿岸被災地が互いに苦難を乗り越えて震災前の市域や県境を越えた交流を取り戻し、市民と沿岸被災地住民の生活が震災前にも増して活力あふれるものとなることを目指します。

3 施策の展開

(1)放射性物質による汚染問題への対策

- ①学校、保育所の給食及び給食食材の放射性物質の測定、測定結果の公開、放射線測定器の貸し出しを行い、健康不安の解消に努めます。
- ②市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、講演会の開催などを通じて、 放射線等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ③地域住民の理解と協力を得ながら、除染実施計画に基づく放射線量の低減対策を実施します。側 溝土砂の処理については、国に対して、具体的な処理方針を示すよう強く申し入れていきます。
- ④農林業系汚染廃棄物の処理について、一関地区広域行政組合と連携して取り組みます。
- ⑤市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全、安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。
- ⑥県内有数の原木しいたけ産地を守るため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。

⑦東京電力に対する損害賠償請求については、県や市長会と連携して早急な対応を求めていきます。

(2)被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり

- ①相談体制の充実を図るとともに、生活資金の融資及び住宅、宅地等の復旧などを支援します。
- ②災害公営住宅を建設し、自力再建が困難な被災者を支援します。
- ③避難所となる学校等の公共施設の耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導に努めます。
- ④地震による住宅被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事を促します。
- ⑤防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール等を活用し、市民に災害情報が 迅速かつ確実に伝わるよう努めます。
- ⑥大規模災害に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑦市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダー の育成強化に取り組みます。
- ⑧市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及に努めます。

(3)沿岸津波被災地の復旧復興支援

- ①陸前高田市及び宮城県気仙沼市は隣まちの「近所」であり、市域や県境を越えた古くからの交流により築かれてきた、住民同士・行政同士・企業同士のお互いさまの関係のもと、近い所が助ける「近助」の精神により、沿岸津波被災地の一日も早い復旧復興に向けて後方支援を続けていきます。
- ②国道343号新笹ノ田トンネルなど、沿岸津波被災地の地域産業の再生と発展に寄与する復興支援道路の早期事業化を働きかけていきます。

第2部 分野別計画

- 1. 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
- 1-1 農林水産業
- 〇 現状と課題
 - ①農業は、人々の命と健康を支える食に関わる極めて重要な産業であり、本市の広大な農地は安全な農産物を安定的に供給する役割を担っていることから、基幹産業として位置付け、今後一層、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
 - ②本市は小規模な農業経営体が多く、農業従事者の高齢化と減少が進んでいます。さらに米価下落による農業所得の低迷は耕作放棄地の増加を招いており農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。地域と農業を守るためには、農業を担う人材や組織の育成及び消費者が求める安全で質の高い農産物を安定的に生産し、信頼される産地としてのブランドの確立を進めるとともに、地元でも消費する取組の強化、生産基盤の整備と集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態の構築及び高齢者や女性を生かした営農を推進することが必要です。
 - ③本市の農地は中山間地域に急傾斜で小区画のほ場が多くあるため、水田整備率は40%にとどまっており、集落営農や法人化による農地集積を進める上で課題です。この課題を解決するためには、集落や地域ごとの地域農業マスタープランの策定を推進し、担い手や集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体として育成することが急務となっています。また、農業経営を維持するためには、農地及び農業用施設の基礎的保全活動への支援や、農業用施設の補修等のための共同活動並びに施設の長寿命化を図る資源向上のための活動への支援が必要です。
 - ④本市の農業は、水稲を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が行われています。主な農産物としては、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、しいたけなどがあります。なお、生産における課題として、水稲については低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜については施設整備などによる専作農家の育成、果樹については品種更新、改植による低コスト化と高品質生産、花きについては作付面積の減少傾向に対応した品質向上と安定生産、肉用牛及び酪農については、従事者の高齢化による飼育頭数減少への対応が求められています。
 - ⑤人口減少や高齢化の影響は農村地域ほど大きく、農家、非農家を問わず協力して農村を支えていく 必要があり、農村に人が集まり生活しながら、地域活動の維持のためにも可能な範囲で農林業を学 んでいく取組を考えることが重要です。そのため、本市の農業、農村に興味を持つ都市部の人を地 域おこしにつながる人材として受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘や就農意欲の醸成によ る波及効果を高めるなど農村地域の活性化につながる継続的な取組が必要です。
 - ⑥農林業は、農産物の生産のみならず農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村の持つ 有形無形の資源を有しており、その再確認を図っていくことが求められています。そこで、地域の 特色を生かした教育旅行の受入や着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大、地域資源を生か した6次産業化の取組を進めることが求められています。また、農林業が他産業と同様に職業とし て選択されることは重要であり、労働力が豊富な都市部の若者に対し、本市の農林業の魅力を最大 限にPRし、新規就農や雇用機会を拡大する取組が必要です。

- ⑦豊かな自然に囲まれる本市の森林面積は 79,126ha で市域の 63.0%を占めています。森林は木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多面的な公益的機能を有しています。森林の価値を地域の資源として、あらためて評価するとともに、地域循環型のエネルギー源として、また、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。また、水源域となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しみ、また成熟期を迎えた森林資源を有効に活用できる市民に開かれた環境づくりが必要です。
- ⑧原生的な自然が残る奥羽山脈の尾根に当たる部分には、野生動植物の広域的なつながりの確保を目的に、東北地方の中央を貫く形で延長 400kmに及ぶ「奥羽山脈緑の回廊」が設定されています。また、多様な動植物が生息する原生林を保護するものとして、岩手、宮城、秋田の3県にまたがる栗駒・栃ヶ森周辺森林生態系保護地域が設定されており、野生動植物の保護などに着目した学習の場としての活用が期待されています。
- ⑨市西部の須川、真湯周辺には、国有林を活用したレクリエーションの森が設定され、自然観察教育林として真湯、須川、また、野外スポーツ林として真湯が位置付けられています。一方、三陸の海を望む室根地域の矢越山では、「森は海の恋人」を合い言葉に、宮城県気仙沼市の漁業者との交流を源流として市民参加による森を育てる運動が展開され、森と海とを結ぶ交流活動の全国的なモデルとなっています。
- ⑩本市の林業を取巻く環境は、長引く木材流通の停滞と東日本大震災の影響により不振が続いていましたが、県内での合板工場等の稼働などにより木材需要が増加に転じたものの、価格は依然低迷したままで推移しています。また、林業従事者の高齢化や後継者不足により従事者人口も減少しており、木材価格の上昇と担い手などの労働力確保が課題です。
- ⑪昭和 30 年代に植林を実施した針葉樹等は、伐期齢を越え成熟期を迎えていますが、木材価格の低迷や労働力の不足などから適切な時期での伐採がなされず、管理が不十分な森林が増加しています。成熟期を迎えた森林を地域資源としていかに活用するかが課題であり、地域の循環資源として将来に向けた植栽を実施することで、山を若返らせながら健全な森林の管理を行うことが必要です。また、化石燃料の価格高騰や環境負荷への配慮から、地域資源に着目した里山の資源の循環活用も必要です。
- ⑫内水面漁業については、アユなどの淡水魚やモズクガニ、沼エビなどが活用されており、漁業資源の確保や河川環境の保全などによる内水面漁業振興が求められています。

〇 施策の展開

(1)魅力ある農林業と担い手づくり

- ①農業が魅力ある産業として他産業と同様に職業として選択されるよう、生業としての就農の推進に努め、農業経営指導員等による経営指導、栽培管理技術の向上、低コスト対策などの研修の機会を設け、意欲的な営農に向けての支援と農業所得の向上を図ります。
- ②認定農業者の掘り起こしや新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化の推進などにより、担い手となる農業経営体を支援するとともに、児童、生徒から学生等に至るまで、 段階的に農業の魅力を体感する機会の創出に努めます。
- ③森林組合などを担い手の中心とするほか、関係機関と連携し、地域林業のリーダーとなる人材の

育成、確保に努めるとともに、木質バイオマス等の循環エネルギーの利活用による新たな産業の 創出及び普及による就労の場の確保に取組み、豊富な森林資源を活用する担い手の育成を積極的 に行います。

(2)農業生産基盤の整備と担い手育成

- ①豊かな自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備を進め、地域農業を担う中心経営 体の育成を目指します。
- ②区画整理や暗渠排水等の農業生産基盤整備を積極的に推進し、大型機械による農作業の効率化を 図りながら、地域農業マスタープランや農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積を 加速させます。
- ③農業用水の確保やため池等の防災減災対策として、老朽化した用排水路やため池の点検診断を実施し、長寿命化に向けた対策を行います。

(3)農業の有する多面的機能の発揮

- ①国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。
- ②農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮を 図る取組に対し、集中的かつ効果的に支援します。
- ③多面的機能の発揮に当たっては、農家、非農家に関わらず地域住民が一体となって取組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持、形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することから、地域ぐるみでの取組を推進します。

(4)農村コミュニティの活性化

- ①農地保全への取組とあわせ、地域の多様な資源を生かした6次産業化などの取組を推進し、農村 の活性化を目指します。
- ②人々が集い、相談や共同作業、短期間の農林業体験宿泊が可能な施設の整備を図りながら、伝統、 文化の継承など農村の持つコミュニティ機能の維持と活性化を目指します。
- ③都市部から、地域活性化支援員や緑のふるさと協力隊員を招き入れ、本市の新たな魅力の発見や新しい風を吹き込むことにより、農村の活性化を目指します。

(5)農林水産物の生産、販売支援

- ①食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、山間部や平野部など地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。また、6次産業化や農商工連携の促進による地元農産物の付加価値向上に努め、インターネットを活用した商品のPRや販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消、地産外商による販路拡大を進め、地域の豊かなめぐみが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ②農産物の重点品目として、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご及び特用林産物のしいたけの生産拡大を図るとともに、特産品としての曲りねぎや南部一郎カボチャ、ナタネ等の生産、販売を促進します。

③アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等により内水面漁業振興を図ります。

(6)森林の適正管理と利活用

- ①自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用 が容易な生活環境保全森林など、その特性に応じた森林の保全と整備に努めます。
- ②自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節などの森林が有する公益的機能に対する市 民の理解を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に 努めます。
- ③森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを 目指し、適切な間伐や択伐施業を推進し、優良な木材の生産や販売を促進します。

(7)地域木材の資源エネルギーとしての活用

- ①本市の森林資源の多くが適齢伐期にあることから、地域循環型の資源エネルギーとしての利活用 を推進することにより、林業の振興や森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。
- ②これまで利用されることのなかった切捨間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を、 地域の木質バイオマス資源エネルギーと捉え、その活用に努めます。

(8)森林と市民との関わりの創出

- ①森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全に努めます。
- ②自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に子どもたちが親しめる森林を 整備するなど、自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ③河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア 団体等と協力しながら、水源としての役割を担う森林の保全に努めます。
- ④里山をはじめとする市街地の身近な自然は、人と自然とのふれ合いの場として、また、都市景観 の要素として貴重であることから、その保全を図ります。
- ⑤伐採跡地が荒廃しないよう適切な再造林を推進し、森林を若返らせながら、循環する地域資源と して森林から生じる様々な資源の確保に努め、自然を保護する市民団体や森林愛護少年団などの 活動を促進します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	新規就農者数		人				
(1)	2	農用地の 利用集積率		%				
	3	農業中心経営体数		人				
	4	農業法人数		件				
(2)	5	振興作物(野菜)の 出荷量		t				
(2)	6	振興作物(花き)の 出荷量		万本				

				71 - M 10 M 11 M M	成五【只有110.20】
	7	振興作物(果樹)の 出荷量	t		
	8	肉用繁殖牛 出荷頭数	頭		
	9	肉用肥育牛 出荷頭数	頭		
	10	生乳の出荷量	kl		
(3)	11	農業振興地域内の 農用地	ha		
(4)	12	水田整備率	%		
	13	ニューツーリズム実 践者数	人・ 組織		
(5)	14	ニューツーリズム等 による交流人口	人		
	15	6次産業化により開 発された商品数	件		

〇 市民の参画

(1)魅力ある農林業と担い手づくり

- *新規就農、定年帰農など農業に挑戦しましょう。
- *農業の持つ多面的機能や農村景観の保全に対する理解を深めましょう。
- *児童、生徒及び高校生、大学生は農林業体験を通して農村、山村の魅力を体感しましょう。
- *森林の持つ多面的、公益的機能や地域の資源としての森林の役割について、理解を深めましょう。

(2)農業生産基盤の整備と担い手育成

- *集落営農組織と市民との協働による収穫祭等のイベントを開催しましょう。
- *土地改良区等が開催する施設見学などに積極的に参加しましょう。

(3)農業の有する多面的機能の発揮の促進

- *地域内の用排水路や宅地まわりを中心に地域の住民が協力して草刈りや泥上げに協力しましょう。
- *作付されていない農地や集会施設周辺の土地を活用して農村の景観形成を進めましょう。
- *農道などの法面の草刈りに参加しましょう。

(4)農村コミュニティの活性化

*農業や農村の魅力を理解するため、農村で開催される体験型イベントに参加しましょう。

(5)農林水産物の生産、販売支援

- *地元産農林水産物を使用した特産品の開発や販路拡大に積極的に協力しましょう。
- *地元産農林水産物を積極的に愛用する地産地消に取り組みましょう。
- *地元産農林水産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。
- *農産物直売所などを積極的に活用するとともに農業者と消費者が交流する機会へ参加しましょう。

(6)森林の適正管理と利活用

*森林の伐採後の植栽活動に積極的に参加し、山を若返らせながら継続的に森林資源が循環するまちづくりに協力しましょう。

(7)地域材の資源エネルギーとしての活用

*バイオマス産業指定都市構想に関心を持ち、機会を見つけて積極的に参画しましょう。

(8)森林と市民との関わりの創出

*森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを受ける体験型イベントなどの企画に積極的に参加しましょう。

〇 関連施策

- ・4-1-4 自然の保全と活用施策の充実… (7)、(8)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり… (7)、(8)

1-2 工業

〇 現状と課題

- ①本市は、盛岡市と仙台市の中間に位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあります。また、岩手県南から宮城県北の経済や文化及び教育の中心となっているとともに、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ②本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は 263 事業所(平成 25 年工業統計)となっています。
- ③社会経済の環境が激しく変化する中、市内企業の大部分を占める中小企業をはじめとする個々の企業においては、これまでに培ってきた技術やノウハウを生かした経営に加え、時代の環境変化に対応した経営革新が求められています。また、新技術の導入や新分野への展開、既存事業の拡大等を行う場合には、新たな設備投資が必要となることが多く、負担軽減のための融資制度や補助制度を有効に活用することが求められています。
- ④国内の製造業は、経済のグローバル化による低コスト生産に迫られ、製造工場の海外展開を積極的に進めてきた結果、国内の産業や雇用の空洞化が進み、本市の工業にも大きな影響を与え、特にも地場の中小企業には深刻な影響をもたらしています。また、国内の工場は、海外工場への助言やグローバル生産ネットワークの先導などマザー工場としての役割が期待されるとともに、これまで以上に高い技術、品質と生産性の向上が求められています。
- ⑤県では特に、自動車、半導体、医療関連産業への施策を展開しているところであり、成長性の高い 分野での取組が求められるとともに、ものづくりに対する人材育成が急務となっています。
- ⑥これからの人材育成については、多様な社会のニーズへの対応や新たな産業を創出することのできる創造性豊かな人材が求められることから、(公財) 岩手県南技術研究センターや(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校等を活用した人材づくりが必要です。
- ⑦産業力強化による経済活性化を図るためには、産学官の連携及び支援体制の充実による技術力の強化が必要であり、地域内企業連携の一層の促進と活動を促すための支援が必要です。また、本市工業の裾野をより広げるために、6次産業化の促進など新産業や新事業の創出、育成に向けた積極的な取組が重要です。
- ⑧本市は、企業立地の際の多様な優遇制度を有するなど、他地域と比較して有利な条件を備えています。このような優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場の情報提供や県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成を図ることが重要です。
- ⑨本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー(ILC)の国内建設候補地とされていることから、県をはじめ関係機関と連携を密にし、ILC関連産業への参入可能性について調査検討する必要があります。また、ILC誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に進めていくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)工業の振興

- ①工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策の展開を図ります。特にも、市内企業の大部分を占める中小企業の振興や経営の安定を図るための取組を推進します。
- ②企業の競争力を強化するため、(公財) 岩手県南技術研究センターの活動を支援し、企業の技術力、研究開発力及び品質管理能力の向上を促進します。
- ③高品質化への支援体制を強化するため、(公財) 岩手県南技術研究センターの試験分析機器の充実が図られるよう支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制の強化を支援します。

(2)ものづくり人材の確保と育成

- ①関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ②技術、技能習得を目指した研修の充実を図るため、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校をはじめ理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。
- ③技能、技術検定による各種資格取得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高いものづくりを支援します。
- ④新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るための研修を行います。また、次代を担うリーダー を育成するための研修を行います。

(3)地域内発型産業の振興

- ①産学官の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業 化を支援します。
- ②両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、 新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。
- ③ (公財) 岩手県南技術研究センターで等との連携のもと6次産業化の促進など地域資源を活用した新たな産業の創出を図ります。

(4)企業誘致の推進

- ①企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ②就労の場の確保や地域活力の維持、経営基盤の確立を図るため、工業団地や貸し工場の整備、空き工場等の活用など、企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③自動車関連産業の集積の流れやILCの動向などを注視するとともに、交通アクセス等の本市の 優位性を生かし、食品関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開しま す。

〇 主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	(公財) 岩手県南技 術研究センター試験 分析件数						
(2)	2	品質管理検定受験者 数及び合格者数						
(3)	3	(公財) 岩手県南技 術研究センター等と の共同研究数						
(4)	4	誘致企業数		社				

〇 市民の参画

(1)工業の振興

- *地域の工業への理解を深めるため、市内外の展示会等に出かけましょう。
- *工場見学などにより、地域企業の製品について理解を深めましょう。

(2)ものづくり人材の確保と育成

- *技術や技能を取得するため、市などが行う研修会に積極的に参加しましょう。
- *資格取得のための検定受検に取り組みましょう。

(3)地域内発型産業の振興

- *新製品や新技術の開発について(公財)岩手県南技術研究センターや(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校等の学術試験研究機関に相談してみましょう。
- * (公財) 岩手県南技術研究センターが開催する産学官イブニング研究交流会へ参加しましょう。
- (4)企業誘致の推進
 - *企業が立地しやすい環境づくりに協力しましょう。
 - *情報発信及び情報提供に積極的に協力しましょう。

*起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

*産業支援機関や商工関係団体と連携しましょう。

〇 関連施策

・ILC 計画的なまちづくりの推進…(4)

1-3 商業・サービス業

〇 現状と課題

- ①市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報 受発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営的な能力を持った人材の育成が必要です。
- ②商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別 化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービス提供、担い手の育成など、地域コ ミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ③本市の商業の状況を見ると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。また、郊外型の大型店等の出店により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。さらには、経営者が高齢化し、後継者不足も課題です。
- ④商店街の賑わいの創出や課題解決に取り組んでいますが、それぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動のため、本市の風土を生かした特産品の振興など、継続的な支援が必要です。
- ⑤一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成 25 年 4 月 1 日のオープン以来順調に利用され、2 年 4 か月で入館者数は 100 万人を突破しましたが、周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ⑥女性や若者などが、起業しやすい環境づくりが求められており、さらには、商店街への新規参入を 誘導するため、空き店舗への入居支援が必要です。

〇 施策の展開

(1) 商業、サービス業の振興

- ①中小企業の情報受発信力の向上を促進するとともに、事業資金の低利融資、利子補給等を行い、 市内中小企業の振興、経営の安定を図ります。
- ②商工会議所等の関係団体への活動を支援するとともに、これらの団体と連携し、中小企業における様々な課題を解決するための支援、経営診断や運営相談の充実、起業創業支援など、中小企業の経営合理化、効率化を促進します。

(2)商店街の活性化

- ①商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などの展開により、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ②空き店舗の活用を促進し、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ③商店街街路灯のLED化を推進します。
- ④なのはなプラザを会場とした各種イベントの開催を促進し、商店街への賑わいを創出します。

(3)活力ある商業の振興

- ①後継者となる人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興を図ります。
- ②消費者ニーズに対応した品揃えやサービス提供を図るとともに、商工会議所等と連携し、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援するなど、個店の魅力づくりを促進します。

- ③特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた 特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品の開発を促進します。
- ④女性や若者などによる起業が、商店街の再生やにぎわい創出に大きな役割を果たすことから、 起業しやすい環境づくりを支援します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	市等制度資金 利用件数						
	3	商店街空き店舗率						
	4	LED化率						
	6	新規創業者数						

〇 市民の参画

(1)商業、サービス業の振興

*地域企業への理解を深めましょう。

(2)商店街の活性化

- *商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力に触れながら活性化を応援しましょう。
- *商店街を利用しましょう。

(3)活力ある商業の振興

- *本市の特産品への理解と認識を深め、贈答品などに利用して、特産品の魅力を伝えていきましょう。
- *起業者が活動しやすい環境づくりに協力しましょう。

1-4 雇用

〇 現状と課題

- ①雇用情勢は、リーマンショック後の厳しい局面から脱し、東日本大震災の復興事業や企業の生産回復等により、改善傾向にあります。しかしながら、求人内容は、正規雇用よりも期間雇用、パート、臨時などの非正規雇用が多い状況にあり、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を確保するため、正規雇用の拡大に向けた取組が課題です。また、復興事業の影響や高齢化社会の進展等により、建設関連産業、医療、福祉関連産業では人材不足が続くなど、企業経営に大きな影響を及ぼしています。
- ②新規高卒就職希望者は、近年、100%の就職率となっていますが、地元就職率は、50%前後で推移しており、また、就職後、早期に離職する若者も多く、若者の地元就職とあわせ、職業選択のミスマッチ解消や就業定着が課題です。さらに、人材不足が深刻化する中で、地元企業における魅力ある職場づくりと女性の職場復帰、就業支援等が課題です。
- ③このような状況を踏まえ、国、県の関係機関と連携し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ④団塊世代の退職や若者のものづくり離れ等により、ものづくりの技術者、後継者が減少しています。 また、職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題です。
- ⑤求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職を目指し、スキルアップに取り組む求職者のため、 事務系や介護系の訓練を実施しています。

〇 施策の展開

(1)関係機関との連携による就業支援

- ①無料職業紹介所やふるさとハローワークにおいて、求職者の相談、職業紹介を行うほか、岩手県南、宮城県北のエリアを対象とする中東北就職ガイダンスの開催や人材バンクを創設するなど求職者の早期就業とUJIターン就職希望者の支援に取り組みます。
- ②特にも、若者の地元就職及び就業定着を支援するため、ハローワーク一関、ジョブカフェー関やいちのせき若者サポートステーションなど関係機関と連携し、キャリア教育の支援、高校生や高校教諭、大学関係者と企業との情報交換会や企業見学ツアー開催などに取り組みます。
- ③新入社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催し、就業定着と魅力ある職場づくりを 支援します。さらに、地元企業に対し、正規雇用の拡大に向けた働きかけを行うとともに、新規 高卒者等の人材育成を支援します。
- ④職業訓練施設での求職者訓練等により、求職者のスキルアップや就業意識の啓発などを行い、早期就職を支援します。
- ⑤働く女性、働きたい女性のスキルアップを図るため、セミナー等を開催するほか、関係機関と連携し女性の就業支援に取り組みます。

(2)勤労者福祉の充実

①勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう勤労者への福利厚生の充実を支援します。

- ②勤労者の生活安定を図るため、生活資金や住宅資金等の各種融資制度を継続するとともに、小規模企業共済制度や中小企業退職金共済制度の普及に努めます。
- ③仕事と生活の調和や子育てとの両立など、国、県等の各種事業の促進や働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発、情報提供を行います。

(3)能力開発と人材育成

- ①関係機関との連携により企業ニーズに合った職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識 や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ②特に、ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ビジネスステージに応じた各種研修会等を実施し、企業の人材育成を支援します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	新規高卒者の 管内就職率数						
(3)	2	職業訓練施設に おける訓練修了 延べ人数						

〇 市民の参画

(1)関係機関との連携による就業支援

*地元「一関で働く」ことについての理解を深め、若者の地元就職及び就業定着を応援しましょう。 *地域や家庭などにおいて、女性が働きやすい環境づくりに努めましょう。

(2)勤労者福祉の充実

*働きやすい環境づくりの理解を深めましょう。

(3)能力開発と人材育成

*ものづくり技術、技能の伝承への理解を深めましょう。

1-5 観光

〇 現状と課題

- ①本市の観光入込客数は、各観光地の合計で210万人回に達しています。主な観光資源は、栗駒国定公園、厳美渓、猊鼻渓、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ケ森 高原エリアなどです。主なイベントとしては、古くから伝わる室根神社特別大祭、大東大原水かけ祭り一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、最近では全国地ビールフェスティバル in 一関、せんまや夜市、唐梅館絵巻などが代表的です。このように本市にはそれぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、各地域では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、全国から観光客が訪れていますが、入込客数は伸び悩んでいます。
- ②観光地や祭り、四季を通じたイベント等の観光資源は、本市を全国に情報発信する上で有効な手段であり、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。また、観光による交流人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ③より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、 観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、市内外の観光資源及び観光 施設のネットワーク化を進めていくことが重要です。また、東北有数の観光地である平泉や松島等 との連携による観光ルートの開発や特産品、温泉、料理などの本市の特性を生かした魅力ある新た な観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ④一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國 一関・ 平泉号」による体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んで おり、さらなる誘客の促進が求められています。
- ⑤中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。特にも、東日本大震災沿岸被災地における防災教育は注目されており、沿岸被災地との連携を図っていく必要があります。
- ⑥一関地方のもち文化は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食;日本人の伝統的な食文化」の 伝統食の例示として取り上げられ、もち食文化の情報発信の充実に努めています。
- ⑦観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。
- ⑧世界遺産「平泉」の関連資産である骨寺村荘園遺跡のPRとともに、増加が見込まれる外国人観光 客への対応や歴史的価値の理解促進など、国際文化観光の振興が重要です。

〇 施策の展開

(1)観光資源の発掘及び活用

- ①観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ②潜在している観光資源を掘り起こし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色 ある観光資源と結び付け、新たな観光ルートを開拓するとともに、PRに努めます。
- ③岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光の振興を図ります。

- ④滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷の P R に努めます。
- ⑤情報照会への対応や観光情報の提供とともに、「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や 魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑥一般社団法人一関観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑦熱気球を活用したイベントの充実と周知を図り、首都圏等からの観光客の誘客を推進します。

(2)体験型観光の振興

- ①ユネスコ無形文化遺産「和食」の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化を生か したイベント、体験型観光の構築を図ります。
- ②ニューツーリズム協議会と連携した体験型観光の充実と世界遺産「平泉」や沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。

(3)受け入れ態勢の整備

- ①市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。
- ②わかりやすい観光案内板の設置により、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④外国人観光客の受け入れ態勢を整え、外国人観光客の誘客に努めます。

(4)骨寺村荘園遺跡の活用

- ①岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡を活用した滞在型観光を推進します。
- ②骨寺村荘園遺跡の魅力を発信し、受け入れ態勢の充実を図ります。

〇 主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	観光入込客数		万人・回 /年				
(1)	2	宿泊者数		万人/ 年				
	3	一関温泉郷入込客数		万人・回 /年				
(2)	4	観光ボランティア 養成講座受講者数						
(3)	5	外国人観光客入込数		人·回/ 年				

〇 市民の参画

(1)観光資源の発掘及び活用

*郷土料理や伝統芸能などの継承を図りましょう。

*観光地周辺の美化に協力しましょう。

(2)体験型観光の振興

*新たな体験型観光の提案やプログラムづくりに参画しましょう。

(3)受け入れ態勢の整備

*地元を案内する観光ボランティアに参画しましょう。

*一人ひとりが観光 PRに努めましょう。

(4)骨寺村荘園遺跡の活用

*骨寺村荘園遺跡への理解を深め PRに努めましょう。

2. みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

〇 現状と課題

- ①本市の姉妹都市は、福島県三春町、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は和歌山県田辺市、埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市であり、市民交流が継続的に行われています。これらの交流を全市域への広がりに結び付けながら、双方の経済交流に結びつくよう、市民交流の促進に努めることが必要です。
- ②さらなる国際交流と多文化共生の推進に向けて、市内国際交流団体等が連携して取り組むための仕組みづくりを検討することが必要です。
- ③本市の平成 26 年 10 月末現在の外国人の人口比率は、0.6%となっており、国籍別では、中国、フィリピン、韓国、朝鮮が多くを占めています。多文化共生社会の実現が求められていますが、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなど、学校教育、市民生活、災害時の対応等の面で課題があります。
- ④現在、各地域の国際交流団体等で日本語教室等、外国人の支援事業を実施しており、これらの事業 を通じて交流が行われています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築 くことが大切であり、市民の活動を支援し啓発に努めることが必要です。
- ⑤加えて、国際リニアコライダー (ILC) の誘致実現後の外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応についても、国際交流団体が補完的な役割を果たせるよう支援しながら、市民と外国人がともに安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

〇 施策の展開

(1)多様な交流活動の推進

- ①姉妹都市、友好都市については、その意義と役割を大切にしながら双方の市民交流の促進と拡大 に努めます。
- ②国際交流を目的とする各種団体や学校等の国際交流活動を支援し、市民による国際交流を促進し ます。
- ③市民を対象とした国際理解を深める講座を開設している団体への支援を図りながら、互いの文化 の違いを認め合い、理解を深めるための啓発を行います。
- ④小学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに社会教育事業を通じて子供 たちの国際理解を深めます。
- ⑤留学生のホームステイ等に対する受け入れ態勢の整備や留学生等と市民との交流機会の拡充を 図ります。
- ⑥国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。
- ⑦国際交流団体等の連携組織の仕組みづくりを検討します。
- ⑧国際交流事業に関する情報について、総合的に発信する仕組みづくりを検討します。

(2)外国人に優しいまちづくり

①国際交流団体等への支援を図りながら、外国人に日本語を指導できる人材育成のための講座や、 市民と外国人との交流の場を提供することにより、市民と外国人とがともに安心して暮らせる環 境の整備に努めます。

- ②一関の文化や歴史、特産品などを知ってもらうための取組として、様々な情報手段を活用し、地域行事を周知し参加を呼びかけるとともに、イベントへの参画等の機会を設けるよう努めます。
- ③市内で生活する外国人に対応するため、案内板の外国語表記や日本語に慣れていない外国人でも 理解できる「やさしい日本語」による情報提供の充実を図るなど、<mark>外国人が安全安心な</mark>生活がで きる環境整備に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	姉妹都市、友好都市 等の交流回数						
(1)	2	国際交流団体数						
	3	国際交流団体の 連携組織数						
(2)	4	日本語教室の 開催回数						

〇 市民の参画

(1)多様な交流活動の推進

- *国内外の交流活動に積極的に参加し、活動内容を広く情報発信しましょう。
- *留学生等のためのホームステイ受け入れに協力しましょう。
- *ホームステイファミリーやホームステイ経験者は体験談を広く市民に伝えましょう。
- *外国文化の理解に努めましょう。

(2)外国人に優しいまちづくり

- *市民と外国人との交流活動に参加、協力しましょう。
- *日本語学習の機会を広めるため、日本語教室等に積極的に参加しましょう。
- *自ら外国語を習得する講座に参加しましょう。
- *親しみをもってあいさつをしましょう。

2-2 道路

〇 現状と課題

- ①本市は、高速道路をはじめ、国道、主要地方道や県道などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。東北縦貫自動車道は、本市の南北を貫き、市域内の一関インターチェンジのほか、若柳金成インターチェンジ、平泉前沢インターチェンジが高速道路へのアクセスとして利用されています。また、三陸縦貫自動車道は登米東和インターチェンジが沿岸地域へのアクセスとして利用されています。
- ②国道は、市の南北を貫く国道4号、宮城県気仙沼市と結ぶ284号、秋田県横手市から厳美町、花泉町を経由し宮城県登米市に至る342号、陸前高田市から大東町、東山町を経由し奥州市に至る343号、宮城県仙台市から藤沢町を経由し気仙沼市に至る346号、盛岡市から大東町、千厩町、藤沢町を縦断し気仙沼市に至る456号、本市の国道4号から宮城県の西部を縦断し白石市に至る457号があります。県道は、一関大東線など主要地方道が9路線、一般県道が30路線となっています。
- ③本市の面積は1,256.42 kmと広大であり、道路交通ネットワークが果たす役割は重要となっています。
- ④国道4号は、特に行楽シーズンや朝夕の交通渋滞が慢性化しており、交通渋滞、安全対策への対応 や、既存道路の四車線化の整備充実を図るとともに、国道4号を補完し災害時の渋滞を緩和する新 たな南北の幹線道路の整備が大きな課題です。
- ⑤宮城、秋田両県との一体となった観光振興、産業振興など地域経済の活性化を図るとともに、地域間交流の促進や東日本大震災の沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援、救急のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ、急勾配の解消や狭隘部の改良など、大型車両の通行に支障のない道路の早期整備が必要です。
- ⑥道路整備は市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要があり、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路の整備が必要です。
- ⑦歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など、交通安全 施設の整備、さらに、ユニバーサルデザインに配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保 存などにも努めていく必要があります。
- ⑧良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働での取組を進めることが必要です。

〇 施策の展開

(1)広域ネットワークの充実

- ①広域的な交流連携や自動車関連産業の集積が進む岩手、宮城両県のより一層の産業振興及び地域 医療、観光の連携を図るため、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みや ぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ②南北方向の大動脈である国道4号を強化するため、市街地部分の四車線化や交通安全対策を働きかけます。
- ③国道 284 号は、室根バイパス及び石法華地区の整備促進を働きかけます。

- ④国道 342 号は、白崖地区及び白崖地区から宮城県境までの整備と大槻交差点から一関東工業団地 を経て、金沢地区までのルート変更などを働きかけます。
- ⑤国道343号は、新笹ノ田トンネルの事業化及び渋民地区の整備促進などを働きかけます。
- ⑥国道 456 号は、大東、千厩、藤沢地域における改良整備等を働きかけます。
- ⑦国道 457 号は、萩荘地区における改良整備等を働きかけます。
- ⑧県道は、主要地方道一関北上線の柵ノ瀬橋の整備促進、一関大東線、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進のほか、一般県道の整備促進、国道4号を補完する西側ルートの整備などを働きかけます。
- ⑨一関、気仙沼間の地域高規格道路の早期実現を働きかけます。

(2)市内ネットワークの拡充

- ①市道や都市計画道路は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通の確保を図るため、 地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を促進します。
- ②市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路や JR の各駅、東北自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道路網としての位置付け等総合的に検討し整備に努めます。
- ③地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所の解消等の緊急度などを総合的に検討して地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。

(3)安全安心で快適な道路環境づくり

- ①歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、児童生徒の通学時の安全を確保するため、通学路の安全対策の充実に努めます。
- ②橋梁、トンネル、道路付属物等の点検、診断、修繕、更新により計画的な道路施設の長寿命化を 図り、道路の維持管理と交通の安全確保に努めます。
- ③誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。

〇 主な指標

	指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
1	市道改良率(全路線)						
2	市道改良率 (幹線市道)						
3	市道舗装率(全路線)						
4	市道舗装率 (幹線市道)						

〇 市民の参画

(1)広域ネットワークの充実

*広域的な幹線道路の整備促進を要請する活動に協力しましょう。

(2)市内ネットワークの拡充

*道路の新設や改良に当たっては、道路整備の計画づくり、用地提供や工事に協力しましょう。

(3)安全安心で快適な道路環境づくり

- *冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。
- *身近な道路の草刈やごみ拾い、側溝清掃などの維持管理は、地域住民の参加で取組を進めましょう。

〇 関連施策

・5-8-2 交通安全対策の推進… (3)

2-3 公共交通

〇 現状と課題

- ①広域的な活動、経済交流を活発化させるため、鉄道や高速バスによる広域的な高速交通の利便性を 高めることが必要です。
- ②世界遺産「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、 速達化を図るなどさらなる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。
- ③特に、一ノ関駅周辺は、観光情報等を発信するインフォメーション機能の整備や観光客が利用しや すい二次交通の整備が望まれています。また、外国人来訪者に対応するための環境整備が必要です。
- ④住民の生活の足を確保するために、<mark>路線バス</mark>運行事業者への補助金の交付や市独自のバス事業を展開してきましたが、年々利用者は減少傾向にあり、それに伴う財政負担は増加傾向にあります。
- ⑤路線バスの利用促進と運行の効率化による持続可能な公共交通体系が必要です。
- ⑥自宅からバス停までの移動が困難な交通弱者の外出は、従来の路線バスでは対応できない状況もあり、地域の実情に合った運行方式を選択して運行することが必要です。

〇 施策の展開

(1)公共交通機関の充実

- ①広域的な活動、経済交流を促進する高速交通の充実と一ノ関駅の交通結節点としての機能充実を 図りながら、公共交通の充実による鉄道、バスの利便性向上を目指します。
- ②一ノ関駅の拠点性を高めるため一ノ関駅に停車する新幹線の増便を図るなど、利便性の向上について事業者に働きかけます。

(2)一ノ関駅周辺の整備

- ①一ノ関駅の東西入口周辺へのインフォメーション機能の充実を図るなど観光情報等の発信に努めます。
- ②一ノ関駅の東西を歩行者等が自由に往来できる東西自由通路の必要性等について、関係事業者との検討を進めます。

(3)生活交通の維持確保

- ① J R、民間路線バス、市営バス等の連携を深め、各交通機関との乗り継ぎの利便性を高めるなど、 公共交通ネットワークの維持確保を目指します。
- ②通院、通学、買い物など利用目的に配慮したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定など、利便性の向上によるバスの利用促進を図ります。
- ③人口密集地にはコンパクトな路線運営、人口希薄地域には低コストでの利便性を確保するなど、 地域の実情に合った合理的な運行方式を導入します。
- ④バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、需要に応じた合理 的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	一ノ関駅乗車数(1 日当たりの乗車数)						
	2	市営バスの平均乗車 密度						
(2)	3	市営バスの年間利用 者数						

〇 市民の参画

(1)公共交通機関の充実

*鉄道やバスなど公共交通機関を積極的に利用しましょう。

(2)一ノ関駅周辺の整備

*多くの人が集まる一ノ関駅周辺の環境美化に努めましょう。

(3)生活交通の維持確保

*自家用自動車の利用を減らすなどして、環境にやさしい公共交通の利用に努めましょう。

2-4 地域情報化

〇 現状と課題

- ①情報通信技術(ICT)の飛躍的な発展に伴い情報通信手段の多様化が進み、様々な活動や暮らしの中で、ICTがコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- ②誰もが様々な情報を受発信し共有できる環境を整備することが必要であり、情報通信基盤の整備充 実を図ることが必要です。
- ③市内における光ファイバーケーブルによるブロードバンドサービスのエリアカバー率は 90%程度 となっていますが、その利用率は 35%程度にとどまっており、I C T の有効活用による情報化の推進を図ることが必要です。
- ④地上デジタル放送では、ワンセグ波での視聴を余儀なくされている世帯が点在しており、抜本的な 難視聴対策が必要です。
- ⑤携帯電話のエリア人口カバー率は、ほぼ 100%となっていますが、一部に通話不安定地域が存在しています。
- ⑥コミュニティFM利用実態調査を平成 26 年度に行いましたが、専用ラジオに電源を入れていると 回答した世帯が 72%、放送を聞いていると回答した世帯が 54%となっており、緊急時の連絡手段 を図る上からも、利用促進を図る必要があります。

〇 施策の展開

(1)情報通信基盤の整備と活用

- ①光ファイバーケーブルによるブロードバンドサービスのエリア拡大を事業者に働きかけるとと もに、利用率の向上を図ります。
- ②公衆無線LANの整備を促進するなど、ICTの利用促進に取り組みます。
- ③地上デジタルテレビ放送について、ワンセグ波によらない受信対策を国、県に働きかけます。また、テレビ共同受信施設組合への支援を継続します。
- ④携帯電話の通話不安定地域の解消を事業者に働きかけます。
- ⑤携帯電話通信網による高速ブロードバンドサービスの利用が市内全域で可能となるよう事業者 に働きかけます。

(2)情報の受発信と共有の促進

- ①協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報 の受発信と共有を促進します。
- ②コミュニティFM放送やソーシャルネットワークサービス(SNS)などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ③広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、行政情報をわかりやすく提供します。

〇 主な指標

	指標項目			単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	2	コミュニティFM 番組を聞いている世 帯(全世帯に対する)		%				
(2)	1	マイナポータルの活 用		件				

〇 市民の参画

(1)情報通信基盤の整備と活用

* I C T への理解を深め、積極的に活用しましょう。

(2)情報の発信と提供

*市民と行政、市民同士のコミュニケーションの基礎となる情報を相互に発信し合い、様々な情報 を共有しましょう。

〇 関連施策

・5-6-2 災害に強いまちづくり…(2)

2-5 地域づくり活動

〇 現状と課題

- ①住民生活に関わる様々な課題は、地域住民の連携、協力により対処されてきましたが、人口減少等の影響により地域コミュニティの基盤となる自治会等の構成員の高齢化や担い手の不足が課題となっています。
- ②住みよい地域づくりを進めるためには、自治会等の果たす役割がより重要となり、自治会等の充実 強化を図ることが必要です。
- ③地域課題を共有しその解決を図るための地域コミュニティの自主的な連携組織として、地域協働体が組織化されていますが、活力ある地域コミュニティを維持するためには、住民一人ひとりが地域づくりの当事者として主体的に参画することが必要であり、意識向上を図りながら、地域の連携をより深めていく必要があります。
- ④市民や各団体が進める多様な活動を支援するため、いちのせき市民活動センターを設置し、市民活動団体からの相談受付や情報発信、市民活動講座の開催などを実施しています。
- ⑤平成 27 年 4 月からスタートした市民センターは、地域の生涯学習と地域づくりの拠点として位置付けており、さらなる地域との連携のもと、各地域の特性を生かした地域づくりが期待されます。また、これまでも、地域の住民や各種団体が地域づくりに主体的に関わり、いちのせき元気な地域づくり事業や地域おこし事業を実施してきました。こうした状況を踏まえ、住民や各種団体等が、さらに活動しやすい環境を整えるとともに必要な支援を行い、市民憲章の実現を図る必要があります。

〇 施策の展開

(1)地域づくり活動の啓発と意識醸成

- ①市民一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域課題など自らの地域の状況を認識し、その解決に向けた取組に参画するなど、地域コミュニティ意識の向上を図ります。
- ②地域住民や各種団体の地域づくり活動への参加を促進します。
- ③市民憲章の精神を生かした活動の展開に向けて、市民憲章の普及啓発に努めます。

(2)地域づくり活動の支援

- ①自治会、NPO、地域協働体等の活動を支援するとともに、各団体相互の連携促進を図り、市民 主体の地域づくりを進めます。
- ②地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等 の整備を支援します。
- ②地域の住民や各種団体が地域づくり活動できるよう、地域づくりの意識啓発と支援策を実施します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	地域協働体の設立数		団体				

(2)	2	自治会等総合補助金 活用団体数	団体		
(3)	3	地域づくり団体数	団体		
(4)	4	地域おこし事業実施 団体数	団体		

〇 市民の参画

(1)地域づくり活動の啓発と意識醸成

- *地域の人とあいさつを交わしましょう。
- *地域のことを知り学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。
- *地域のイベントに参加しましょう。
- *市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。

(2)地域づくり活動の支援

- *地域の自治会活動や地域づくり活動に参加しましょう。
- *各団体相互の交流と連携を深め、地域づくり活動の輪を広げていきましょう。

〇 関連施策

- ・1-1-1 魅力ある農業と担い手づくり…(3)
- 5-1 医療···(3)

2-6 移住定住、結婚支援

〇 現状と課題

- ①人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていくことが必要です。
- ②様々な移住定住施策を展開してきたところですが、市民の参画を得ながら、特徴ある新たな支援策を打ち出すことが必要です。
- ③移住定住の促進については、地域コミュニティの維持と活性化を図るため、単に居住するだけではなく、住民同士あるいは移住者との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- ④人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられます。人口減少を 少しでも緩やかにし、地域の活性化を図る取組の一つとして結婚活動支援が求められています。
- ⑤市民アンケートでは、少子化対策として「出会いの場の提供など結婚に対する支援が必要である」 と回答した市民の割合が高く、結婚を希望する男女の出会いの場づくりなど結婚活動への支援が望 まれています。
- ⑥結婚活動に対する個人の意識は多様であり、相談対応や婚活イベントの開催など、それぞれに合った出会いの機会が求められます。
- ⑦出会いの機会の提供については、より広域的エリアでの事業展開が求められており、また、その後 のフォローアップも必要です。

〇 施策の展開

(1)移住定住の促進

- ①人口減少の流れに歯止めをかけるとともに、人口減少に伴う影響をできるだけ少なくするため、本市への移住定住を促進し、地域活力の維持増進を図ります。
- ②様々な分野における人材不足の課題に対処するため、国内はもとより外国からの受け入れも含めた多様な人材の確保を図ります。
- ③移住定住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、実施している 施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。
- ④空き家バンクの充実による住まいの支援を図るほか、移住定住者を支援する各種行政サービスを 充実し、移住定住を促進します。
- ⑤地域住民の移住定住に対する理解を深め、地域住民と行政の協働による受入環境づくりを進めます。

(2)結婚活動の支援

- ①地域行事、地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。
- ②結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の結び合 わせやサポートに努めます。
- ③結婚活動への支援は、近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図ります。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H31)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	転入者数						
(1)	2	空き家バンクの登録 件数						
	1	結婚祝金交付件数						
(2)	2	いちのせき結婚活動 サポートセンターの 会員登録数						

〇 市民の参画

(1)移住定住の促進

- *一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク」に登録しましょう。
- *移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との協働による支援体制をつくりましょう。
- *移住者を地域の一員として受け入れ、ともに地域づくり活動に取り組む環境づくりに努めましょう。

(2)結婚活動の支援

*結婚活動の支援制度への理解と活用を進めましょう。

3. 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

〇 現状と課題

- ①少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ②妊娠、出産に関する正しい知識の普及や健康面のサポート、周辺環境や情報面のサポートが必要とされており、妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ③近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレスを抱えやすくなっており、子どもの育ちとともに親自身も成長し、学ぶことができる身近で気軽に利用可能な相談窓口を設置し、子育てが楽しく感じられるような親支援を行う必要があります。
- ④就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家 庭に保護者のいない児童に対し、安心で安全な居場所を提供する必要があります。
- ⑤幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもたちに質の高い 教育、保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、教育、保育の 一体的運営の推進を図る必要があります。
- ⑥女性の社会進出の増加等により、教育、保育や子育て施策に対するニーズも多様化し、それに応え られるサービスや提供体制が求められています。

〇 施策の展開

(1)妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- ①妊娠、出産、子育てに係る相談、支援の強化を図るため、母子保健事業の充実や子育てをする親の悩みを気軽に相談できる窓口の確保と体制の確立を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを目指します。
- ②特定不妊治療を受けている夫婦に対し治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ③妊婦健康診査、乳幼児健康診査や各教室、家庭訪問などを通じて、子どもの健全な成長と子育て の相談支援を行います。
- ④また、育児に対する負担感が大きい産後間もない産婦を対象に、産後サポーター、育児支援サポーターを派遣し産後の体力回復や育児の不安軽減を図り、精神的、身体的に安定した状態で子育てできるようにサポートをします。
- ⑤子育て支援の相談窓口を一本化するとともに、ワンストップサービスを目指します。
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など切れ目のない支援により、子育てに対する不安解 消に努めます。
- ⑦ファミリーサポートセンターの会員登録の促進を目指します。
- ⑧医療費の助成や全ての階層における保育料の軽減など、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。
- ⑨仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児、介護休業制度、子どもの看護のための休

暇制度の普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい職場環境 づくりを推進します。

(2)幼児教育及び保育環境の充実

- ①保護者等のニーズを適確に捉えた上で幼稚園施設と保育施設の設置状況や待機児童解消の効果など、地域の実情を踏まえ、幼稚園の認定こども園への移行を推進します。
- ②各園の教育目標に基づき、ことばに関わる教育やALTの派遣による外国語に親しむ機会の提供 など、質の高い特色ある教育活動を推進します。
- ③幼稚園や保育園での活動の場への保護者の参加を促し、子育てに対する認識および理解の向上を 図り、子育ての喜びを実感する機会の提供に努めます。
- ④延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病後児保育など、様々な保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(3)児童育成支援の環境整備

- ①子育て経験者、高齢者、子育でボランティア等と子育で関係機関の連携を強化し、市民の子育で への理解を深め、地域の子育で力の向上に努めます。
- ②地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブの設置の促進を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ③児童が放課後に安全に活動できる居場所を確保するため、地域住民の協力を得ながら、放課後子 ども教室を設置します。
- ④児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応、相談対応機能の充実及び再 発防止のために関係機関との連携強化を図ります。
- ⑤支援の必要な乳幼児について、早期に発見して適切な指導を行うとともに、発達支援に関する相談の充実に努めます。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	妊婦一般健康診査 受診者数						
(1)	2	乳幼児健康診査 受診者数						
	3	利用者支援窓口数						
	4	ファミリーサポート センターの会員数						
(2)	5	放課後児童 クラブ設置数						
(3)	6	認定こども園への 移行数						
(3)	7	特別保育事業の 実施状況						

〇 市民の参画

(1)妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- *子育ての不安を解消するため、乳幼児健診や子育て相談を積極的に活用しましょう。
- *地域で子育てを支援するボランティア活動に参加しましょう。

(2)幼児教育及び保育環境の充実

- *PTAや保護者会の活動を通じ、教育、保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。
- *子育てに関する各種制度の内容や趣旨を理解し、職場全体で子育てに協力しましょう。

(3)児童育成支援の環境整備

- *地域で子育てを支えるよう、異世代交流を積極的に図りましょう。
- *放課後子ども教室の運営に協力しましょう。

3-2 義務教育・高等教育等

〇 現状と課題

- ①確かな学力を育むため、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実を図るとともに、自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成や豊かな人間性を育むための心の教育が求められています。
- ②ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、 社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ③子どもたちを取り巻く環境は、不登校やいじめ、児童虐待などが見受けられており、学校と家庭や 地域社会との連携をより緊密にしていく取組が求められていることから、地域に開かれた学校運営 を進め、たくましく元気な子どもの育成に向けた、地域ぐるみで活動を展開していくことが重要で す。また、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ④児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校 規模の適正化を図ることが必要です。また、老朽校舎等の改修、バリアフリー化など、学校施設の 整備が求められています。
- ⑤高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。地域に根ざした特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方、研究成果や情報など知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関が互いに支え合う関係を構築していく必要があります。また、創造力豊かで個性ある人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。

〇 施策の展開

(1)教育内容の充実

- ①子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな 人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ②市独自の学力検査や国、県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により学力向上を図ります。
- ③授業の到達目標を児童生徒が共有し、いきいきと学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため研究実践を通して授業改善を図ります。
- ④道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ⑤体力は人間のあらゆる活動の源であることから、体力の向上に努めます。
- ⑥心を豊かにするため、ことばと出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学 習活動を推進します。
- ⑦地域の先人や歴史、文化などを題材とし、地域への関心と郷土に誇りを持たせる教育の推進に努めます。
- ⑧学校図書館が、読書センターと学習・情報センターとしての機能が果たせるよう、学校図書の充 実を図るとともに公共図書館との連携を強化し、児童生徒が読書活動に親しむための環境整備に 努めます。

- ⑨ I C T (情報通信技術) の活用による授業の改善を図るとともに、情報の活用方法や情報モラル について指導します。
- ⑩中学生最先端科学体験研修等を通じて、科学に対する興味や関心を高める環境づくりに努めます。
- ⑪子どもたちの国際性を養うため、小学校外国語活動や中学校外国語教育の充実など国際的なコミュニケーション能力の養成と異文化理解に努めます。
- ⑫健康教育を推進するとともに、正しい生活習慣の形成を重視し、望ましい食習慣と健康な体づく りにつながる食育を推進します。
- ⑬環境問題への理解を深め、環境を守るための実践力を育む環境教育を推進します。
- ④障がいのある児童生徒を組織的に支援するとともに、一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育の充実を図ります。
- ⑮ことばの発音や話し方について、幼児、児童のための言語指導を実施するとともに、不安や悩み を持つ保護者への相談体制の充実に努めます。

(2)地域の連携強化と学校運営の充実

- ①登下校時の安全確保を図るため、スクールガードリーダーの配置や地域ボランティアなどの協力 を得て地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。
- ②地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティアとして活用し、地域の力を生かした学 校運営や学習活動の充実に努めます。
- ③不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラーや適応支援相談員を配置するなど、学校の教育相談体制の充実を図るとともに、適応支援教室での指導、相談を行い、 学校復帰に向けて支援します。
- ④児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、いじめや非行の早期発見、未然防止に努めます。
- ⑤生徒の職業観、勤労観を育成するため、発育段階に応じたキャリア教育に取り組み、地域の教育力を生かした職場体験学習を実施します。
- ⑥福祉施設の訪問や高齢者との交流、地域の清掃活動などの体験を通じ、ボランティア精神や思い やりの心を培う教育を実践します。
- ⑦学校給食に地場産品を積極的に活用するなど、地域への理解を深める教育を進めます。
- ⑧学校評議員制度等の活用により、地域とともに歩む学校づくりを一層推進し、学校運営の充実に 努めます。
- ⑨望ましい教育のあり方の創造に向け、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関 相互の連携強化を促進します。

(3)教育環境の整備充実

- ①校舎や屋内運動場等を改修するなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ②ユニバーサルデザインの観点から施設のバリアフリー化に努めます。
- ③望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により学校規模の適正化に努めます。
- ④学校統合等に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保する

とともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。

- ⑤情報教育機器や教育設備備品、図書の充実など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑥体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を図ります。
- ⑦調理業務の民間委託など効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食の提供に 努めます。
- ⑧経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4)高等教育機関等の充実

- ①将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能の習得などの教育内容の充実を支援するとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を目指します。
- ②高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を 促進します。
- ③産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習や地域活性化など、様々な分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ④高等教育機関等が取り組むインターンシップなどの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の 啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進するとともに、高等教育機 関等の充実強化を支援します。
- ⑤高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進 学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑥奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(2)	1	小中学校屋内運動場 の耐震化率						
(3)	2	小中学校屋内運動場 の耐震化率						

〇 市民の参画

(1)教育内容の充実

- *授業に集中できる子どもたちの育成を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常 生活習慣を身に付けさせましょう。
- *あいさつ運動の実践に参加しましょう。

(2)地域の連携強化と学校運営の充実

- *家庭や地域、学校の連携を深め、子どもたちの安全確保と、いじめや非行などの問題を未然に防ぎましょう。
- *地域住民の豊富な社会経験を生かし、地域の中で子どもを育てましょう。

(3)教育環境の整備充実

- *良好な教育環境を維持していくため、環境整備活動、図書ボランティア、登下校見守りなどの支援活動に参加しましょう。
- *より良い教育環境を検討する会議等に積極的に参加しましよう。

(4)高等教育機関等の充実

*高等教育機関が実施する公開講座などに参加し交流を深めましょう。

3-3 青少年の健全育成

〇 現状と課題

- ①青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。
- ②インターネットや携帯電話の普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれない状況にあります。
- ③核家族化、少子化、情報化の進行や情報通信手段の発達を背景に、生活体験、社会体験の不足に加え、家庭、学校、地域におけるコミュニケーション力の不足が指摘されています。
- ④社会的自立が困難な青少年を支援するため、関係機関等との連携を強化し、必要な支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- ⑤家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り 組んでいくことが大切です。
- ⑥心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を 体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わることが必要です。

〇 施策の展開

(1)青少年育成に関するネットワークの整備

- ①青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となった ネットワークを構築し青少年の健全育成を推進します。
- ②ニートやひきこもりなど社会的自立が困難な青少年への相談体制の充実を図るとともに、関係機関等の連携により自立を支援します。

(2)青少年の社会参加機会の充実

- ①青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、 学校等との協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ②リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を 図ります。
- ③青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体等との連携により、自然体験、 生活体験等の機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承 する機会の確保に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(2)	1	少年事業参加人数						

〇 市民の参画

(1)青少年育成に関するネットワークの整備

*青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。

*世代を越えた交流などを通し、地域で子どもの見守りに取り組みましょう。

(2)青少年の社会参加機会の充実

- *幼少期から地域行事に楽しく参加できる機会をつくりましょう。
- *日常のあいさつや問題行動に対する忠告など、青少年への声がけを行いましょう。

3-4 生涯学習

〇 現状と課題

- ①生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し参加することにありますが、高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- ②平成 27 年 4 月からスタートした市民センターは、これまでの地域の生涯学習の拠点としての公民 館の機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生 かした地域づくりを進めていくものです。
- ③市民センターでは、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ④講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会における様々な課題に対応していくための講座も必要です。人口減少や住民意識の多様化により基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが必要であり、地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。
- ⑤市民センターは、地域による指定管理ができる施設であり、地域協働体に対して、研修等により社 会教育事業についての知識や技術の向上を支援することが必要です。
- ⑥市内には8つの図書館があり、それぞれが独立し、地域の特色を生かした資料収集や図書館サービスを提供しています。こうした地域ごとの運営は、本市の魅力の一つとなっており、さらに、各図書館の連携強化に努めています。また、生涯学習の拠点として、市民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えていくためには、資料の充実や提供、専門職員の充実を図るとともに、市民が図書館をサポートする仕組みづくりも求められています。
- ⑦博物館では、常設展や企画展により、地域の歴史と文化について学ぶ場を提供していますが、より 多くの市民に学ぶ機会を提供することが求められています。また、市民が世代を超えて自主的、主 体的に学びながら交流を深める施設として、市民ニーズに応える多様な講座、講演会、体験学習、 見学会などを提供していくことが必要となっています。

〇 施策の展開

(1)生涯学習環境の充実

- ①子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。
- ②市民センターは、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。
- ③地域協働体が市民センターの指定管理者となる際には、研修等により職員の社会教育に関する知識や技術の向上を図ります。

(2)生涯学習活動への支援

- ①市民との連携を深め効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中 心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ②生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を 整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる 環境を整備します。
- ⑥子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うなど、生涯学習の 原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦地域協働体の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3)図書館機能の充実

- ①市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営 を推進します。
- ②図書館が地域の情報拠点となり、すべての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、 各図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努めるとともに、専門職員の充実 を図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ③図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、学校と生涯学習に関わる施設が緊密に連携し合い有機的に機能することにより、多様化する学習ニーズや課題に対応した学習機会の拡充に努めます。
- ④幼児、児童を対象としたおはなし会の開催やその保護者を対象とした読み聞かせ講習会の開催など、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進するとともに、学校図書館との連携強化を図ります。
- ⑤高齢者や体の不自由な人が容易に図書館サービスを受けることができるよう大活字本、音声資料、 点字資料の充実など、読書環境の整備を進めます。
- ⑥市民との協働による図書館運営を推進するため、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、施設の美化を行う図書館サポーターを養成します。

(4)博物館機能の充実

- ①常設展は、テーマ資料の展示替えを行いながら、地域の歴史や文化に関する学習活動を支援します。
- ②博物館と芦東山記念館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園との連携により、巡回博物館、移動博物館を開催し、学ぶ場を提供します。
- ③出前講座、出前授業により、市民センターや学校と連携して、市民、児童生徒が地域の歴史や文

化を学ぶ機会を提供します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	市民センターでの生 涯学習活動利用者数						
(2)	2	市民センターでの生 涯学習活動利用者数						
	3	図書館利用登録者数		%				
(3)	4	図書館貸出冊数		冊・点/ 市民一 人あた り				

〇 市民の参画

(1)生涯学習環境の充実

*地域の市民センターで開催される学習講座に積極的に参加しましょう。

(2)生涯学習活動への支援

- *生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。
- *自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。
- *生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動しましょう。

(3)図書館機能の充実

- *地域の情報拠点である図書館を積極的に利用しましょう。
- *幼児期から読書に親しむ習慣が身に付くよう、子どもへの本の読み聞かせを心がけましょう。
- *読み聞かせボランティア、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、施設の美化を行う 図書館サポーターなどの市民活動に参加しましょう。

(4)博物館機能の充実

*博物館等で開催される講座、講演会、体験学習に積極的に参加しましょう。

〇 関連施策

・2-5-2 地域づくり活動の育成支援と活動支援…(1)、(2)

3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション

〇 現状と課題

- ①文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。文化芸術団体の活動は地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供する等の支援が求められています。
- ②文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ③本市では、スポーツ教室やスポーツレクリエーション活動などの生涯スポーツが活発に行われています。誰もが参加できる生涯スポーツは、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、ライフスタイルの多様化等に伴って、そのニーズはますます高まることが予想され、「いっでも、どこでも、いつまでも」を目標に活動を行うことのできる環境の整備が求められています。
- ④年齢や体力にあわせて、気軽に楽しめる生涯スポーツから本格的に取り組む競技スポーツまで、幅広く市民のニーズに合った多様な形態のスポーツを振興していくことが求められており、各種競技スポーツ団体や自主活動団体の活発な活動の促進とあわせ、子どもから高齢者まで、幅広い層のニーズに対応できる指導者の養成を図ることが必要です。

〇 施策の展開

(1)文化芸術活動の振興

- ①多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体等の相互の連携を深めながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。
- ②地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実に努めます。

(2)スポーツレクリエーション活動の推進

- ①生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指して、生涯スポーツ振興計画を策定し、その推進に努めます。
- ②子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツやスポーツレクリエーションを普及し、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。
- ③体育協会等との連携を強化しながら、スポーツの指導者やスポーツ団体を育成し、スポーツの技術力の強化を図ります。
- ④市や体育協会のホームページや広報紙などでスポーツ施設やスポーツ行事等をPRし、市民がスポーツを楽しむ動機付けにつながるようスポーツに関する情報を提供します。
- ⑤各種スポーツ大会の開催や大規模な競技大会の誘致に努め、競技力の向上を図るとともに、地域 の活性化に結び付けます。
- ⑥既存のスポーツ施設の活用や学校体育施設の開放により、身近にスポーツを楽しむことができる 環境を整備します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	文化センター 利用件数		件				
(1)	2	芸術鑑賞事業の 鑑賞者数		人				
	3	スポーツ教室 参加者数						
(2)	4	スポーツ施設 利用者数						
	5	スポーツ大会参加者 数						

〇 市民の参画

(1)文化芸術活動の振興

*優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化、芸術活動に参加する機会を広げましょう。

(2)スポーツレクリエーション活動の推進

- *日常的にスポーツを行うように心がけましょう。
- *スポーツ教室や大会に参加してスポーツの仲間づくりをしましょう。
- *各種の市民スポーツ団体の活動に参加し、交流の輪を広げていきましょう。

3-6 人権・男女共同参画

〇 現状と課題

- ①誰もが自由で平等に、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。 基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」として、憲法で保障されています。
- ②近年、いじめ、ドメステック・バイオレンス、家庭内暴力、児童、高齢者虐待など新たな人権問題が生じていますが、あらゆる人権が尊重されるまちの実現のため、関係機関と連携して、様々な人権問題への対応やより一層の人権尊重を踏まえた行政の推進など、人権に対する総合的な取組が必要です。
- ③男女共同参画社会の実現は、すべての人々にとって必要なものであるにも関わらず、働く女性のみの課題として認識されることが多い上に、男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、また、意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されているとはいえません。
- ④市民アンケートでは、男女の地位について「男性の方が優遇されている」との回答が 58.7%となっています。また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」37.2%、「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」21.9%となっています。このことから、男女共同参画意識の浸透が重要であるとともに、男性中心型労働慣行等を前提とした従来の働き方を見直し、男女がともに家事や子育てを担い合えるような働き方を普及することが必要です。
- ⑤様々な課題への対処はもとより、まちづくりの推進は、男女共同参画の視点から取り組むことが不可欠です。市民がともに男女共同参画の意義、必要性を理解し、家庭、地域、職場など様々な場においてそれぞれの人権を尊重し、性別に関わらず個性と能力が発揮できるようにしていくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)人権教育と人権啓発の推進

①市民一人ひとりの人権問題に対する意識を醸成するため、学校や地域、職場における人権教育を 推進するとともに、人権擁護委員協議会と連携し啓発活動を展開するなど、人権が尊重される社 会を目指します。

(2)男女共同参画社会の推進

- ①男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を 推進します。
- ②あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるとともに関係機関や各種団体と連携し、全ての 市民が個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	小中学校を対象とし た人権啓発事業の 実施回数						
	2	男女共同参画 サポーター認定者数		人				
(2)	3	男女それぞれの委員 数が委員定数 40% 以上である審議会等 の数の全審議会等に 対する割合		%				

〇 市民の参画

(1)人権教育と人権啓発の推進

*子ども、女性、高齢者などが抱える様々な人権問題を理解し、人権侵害のない社会を実現させましょう。

(2)男女共同参画社会の推進

*固定的な性別役割分担意識をなくし、男性が家事や育児、介護等に参画することについて理解を 深め、それらの活動に前向きに参画できるようにしましょう。

3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

〇 現状と課題

- ①市内には、229 件の指定等文化財をはじめ数多くの文化財(平成27年10月末現在)があり、文化 財調査委員の指導を得ながら保護支援、巡視活動などを行っています。これらの一部は博物館等で 一般公開していますが、市民が文化財への理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及を図 っていく必要があります。
- ②市内には、約900カ所の埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為などが行われる場合は、一定の行為を制限、禁止していますが、制度の周知により文化財の保護を図っていくことが必要です。
- ③本市は、建部清庵、大槻三賢人(玄沢、磐渓、文彦)、千葉胤秀、長沼守敬、芦東山、青柳文蔵、 真山梧洞、伊藤勇雄、屋須弘平など多数の偉人、先人を輩出しています。先人の功績を次代に伝え るため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成することが必要です。
- ④郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や学校行事を通じて、その継承が図られているほか、伝統芸能大会などが定期的に開かれ、相互交流や情報発信の場となっていますが、NPO、ボランティア、各種団体、行政等が連携を図り、活動の継続と後継者を育成する必要があります。
- ⑤市内には、各地域で収集された歴史、民俗、考古資料が約1万件あり、市内の収蔵施設に保管しています。これらの資料は、未公開、未活用のものが多く、適切に管理するとともに、地域住民の創造的な活動を一層促進するためにも、展示、公開するなど活用に努めることが必要です。

〇 施策の展開

(1)文化財の保存、活用

- ①市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、 適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ②文化財の標柱、解説板の整備など、市民が文化財の価値について理解を深められるよう情報発信 に努めます。
- ③埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為等に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。
- ④市内の収蔵施設に保管されている歴史、民俗、考古資料の評価、整理を行い、適切に保存すると ともに展示、公開に努めます。
- ⑤地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援を行います。

(2)地域文化の伝承

- ①収集した民俗資料の整理を進め、その活用により先人の暮らし、文化、知恵、創造力を学ぶ機会 の充実を図ります。
- ②本市ゆかりの偉人、先人たちの功績を次代に引き継いでいくために、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。
- ③伝統芸能の保存、伝承に取り組む団体等の調査を行い、後継者育成や地域との関わりを主眼として保存、伝承の支援に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	指定等文化財数		件				
(1)	2	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数						
	3	指定等文化財数		件				
(2)	4	市指定文化財保護 事業補助金の 交付件数						

〇 市民の参画

(1)文化財の保存、活用

- *地域の文化財を学び、理解しましょう。
- *文化財を愛護しましょう。

(2)地域文化の伝承

- *地域の伝統芸能に誇りを持てる伝承活動や愛護活動に取り組みましょう。
- *地域の優れた自然や文化の発掘、保存と継承に取り組みましょう。

3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護

〇 現状と課題

- ①厳美町本寺地区は、国重要文化財「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた堂社などの跡が現存し、中世から残される景観が良好に保たれている国内でも稀有な地域で、平成17年3月に「骨寺村荘園遺跡」として国史跡に指定されました。また、「一関本寺の農村景観」として平成18年7月に国の重要文化的景観に選定されました。骨寺村荘園遺跡は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として、国、県や関係市町とともに拡張登録を目指しており、その実現に向け、市民が骨寺村荘園遺跡の価値を理解し、世界遺産拡張登録への気運を醸成していく必要があります。
- ②重要文化的景観の保全には、地域住民がその地で生活し、営農していくことが不可欠ですが、農業 従事者の後継者不足により、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- ③骨寺村荘園遺跡を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、地域住民のみならず市全体で景観保全活動等に取り組むことが必要です。

〇 施策の展開

(1)骨寺村荘園遺跡の保護

- ①骨寺村荘園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、骨寺村荘園遺跡の価値を後世 に伝えるため、保存と活用に努めます。
- ②本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観の保全に努めます。
- ③小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値を最大限に活用し、骨寺村荘園交流施設を核にしながら、その魅力を市内外に情報発信します。
- ⑤骨寺村荘園交流館での地場産品を活用したレストランや産直事業の展開により、来訪者との交流 促進による地域活性化と農業振興を図ります。
- ⑥地域住民による骨寺村荘園遺跡を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑦地域住民のみならず全市民が、骨寺村荘園遺跡を市民共有の財産として保護していく意識の醸成 に努めます。

(2)骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- ①世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。
- ②拡張登録実現に向け、調査研究を進め、資産価値を明らかにします。
- ③骨寺村荘園遺跡に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村荘園遺跡の価値について市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	支援団体数						
	2	支援者数						
	3	来訪者数						

〇 市民の参画

(1)骨寺村荘園遺跡の保護

*骨寺村荘園遺跡で開催される、田植えや稲刈り体験交流イベント等へ積極的に参加しましょう。 *遺産としての価値を守るため、土水路整備等の景観保全の取組に協力しましょう。

(2)骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- *骨寺村荘園遺跡への関心を持ち、その価値についての理解を深めましょう。
- *骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録を市民一丸となって応援しましょう。

4. 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境・環境保全

〇 現状と課題

- ①本市は、豊かな水と彩りのある美しい緑に包まれた都市です。市の中央を流れる北上川には、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川及び黄海川などが注ぎ込み、多様な水辺の環境を形成しています。市の西部には栗駒国定公園に指定されている奥羽山系の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている室根山をはじめとする北上高地の丘陵地帯が広がっています。
- ②豊かな自然は、農林水産業を振興する上で、重要な資源であるとともに、水道水等の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。河川は利水において重要な役割を果たしているばかりでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活に欠かせないものとなっているほか、様々な動植物も生育しており、これらの生態系を観察する自然教室も開かれています。また、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって河川の清掃や浄化活動が行われています。
- ③自然と人との関わり方も自然を「守る」から自然と「ともに生きる」という姿勢に変化しつつあり、 こうした時代の流れに対応した施策の展開が求められています。地球環境という大きな視点に立ち、 自然環境のバランス、循環を考慮した環境保全に取り組むことが必要です。
- ④市民にとって、貴重な財産である河川については、河川が本来持つ様々な機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。河川の親水空間化や、生き物がすみやすい環境を考えた多自然型の川づくり、水辺環境の整備などを進めることが求められています。自然学習やレクリエーションの場として河川、水路を活用することも必要であり、照井堰など利水の優れた技術や歴史を後世に伝え、意識啓発を図るための機会を設けることも重要です。
- ⑤地球本来の自然環境が失われつつあります。自然という財産は、人間だけのものではなく生物全体 の共有の財産と捉える必要があり、また、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務 でもあります。
- ⑥ライフスタイルの変化に伴い、環境問題の発生源は多様化しています。住宅地と工場や店舗との近接化による騒音のほか住宅の密集化による近隣世帯に対しての生活騒音や生活排水等の悪臭に関する苦情が多く発生しており、市民が安心して日常生活を送るためには、公害の発生源対策の推進や、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。

〇 施策の展開

(1)自然の保全と活用施策の充実

- ①河川の清らかな水質を保つため、工場や畜舎などからの排水の浄化、家庭から出る洗剤や油分など の抑制、環境保全型農業の振興など、多方面からの取組を促進するとともに、河川での水質検査や 排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ②ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。
- ③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホタルが飛び交 う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④県や動物愛護団体、自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、 かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保

全と再生を図ります。

⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底 と誘導を図ります。

(2)環境教育の充実

- ①自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配 慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然 観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3)環境保全対策の充実

- ①環境保全協定の締結による環境汚染の未然防止に努めます。
- ②道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	環境基準の類型指定 河川における基準値 未達成河川数 (BOD 値)						
(2)	3	環境保全協定 締結件数						

〇 市民の参画

(1)自然の保全と活用施策の充実

- *家庭、事業所からの排水や農作業などに伴う農薬で河川の環境を汚染することがないよう注意しましょう。
- *河川に親しむ活動を通じて自然環境を理解する活動に取り組みましょう。
- *河川や水辺の清掃、浄化活動などのボランティア活動に参加しましょう。
- *希少な動植物の保護に努めましょう。

(2)環境教育の充実

- *環境衛生に取り組む市民団体の活動に参加しましょう。
- *自然観察会など自然学習の機会に参加しましょう。

(3)環境保全対策の充実

- *大気汚染や悪臭の発生源とならないよう注意しましょう。
- *家庭や事業所から漏れる音が近隣騒音とならないよう、音量や時間に配慮しましょう。

平成 27 年 10 月 29 日 (木) 第6回総合計画審議会【資料No.20】

4-2 公園、都市緑化

〇 現状と課題

- ①公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められて おり、公園を市民の憩いの場としてだけでなくスポーツレクリエーションを通じた健康づくりの場 として機能の充実を図る必要があります。
- ②地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。
- ③公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤い のある快適な環境を維持していくことが重要です。

〇 施策の展開

(1)公園、緑地の整備

- ①ユニバーサルデザインの考え方のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、 緑地等の機能の充実を図ります。
- ②公園利用者のニーズに応じて、対象年齢の低い遊具や健康遊具の導入を図ります。
- ③新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、 意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理について、市民の協力を呼びかける など、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。
- ④磐井川堤防は、桜の名所として再生するよう市民とともに取り組みます。

(2)緑化の推進

- ①日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。
- ②道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、 緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	公園面積						

〇 市民の参画

(1)公園、緑地の整備

*地域での公園、緑地の維持管理に取り組みましょう。

(2)緑化の推進

*宅地周りへの生垣の設置や花いっぱい運動に参加するなど、まちの緑化を推進しましょう。

4-3 低炭素社会

〇 現状と課題

- ①地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しており、平成 25 年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は過去最高の 14 億 800 万トン(二酸化炭素換算)となっています。温暖化の進行は、豪雨等の災害や熱中症の増加など多くの危険性を抱えており、温室効果ガスの排出量を削減するため、生活の質を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進していく必要があります。
- ②東日本大震災を踏まえ、再生可能エネルギーへの転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むととともに、連携、協力して利用促進を図っていくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)「地球環境にやさしいまちづくり」の推進

- ①温室効果ガスの排出を削減するため、化石燃料の使用を節約した取組や低燃費車の利用やアイド リングストップなどを広め率先した取組を進めます。
- ②新エネルギービジョンを踏まえ太陽光、太陽熱、水力、地中熱などの自然エネルギーの利用を促進するとともに、一般廃棄物やバイオマスなどをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギーの活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えエネルギー自給率を向上する取組を推進します。

(2)低炭素社会のシステムづくり

- ①新エネルギービジョン、省エネルギービジョンに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー導 入、省エネ型の設備への改修を進めます。
- ②低炭素社会の確立に行政が率先して取り組むため、環境負荷低減のための施策の推進や省エネ意識の向上に努めます。
- ③自家用車の燃料と温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④補助制度や環境団体等と連携した普及、啓発活動により、市内への再生可能エネルギー、省エネ型設備の導入を推進します。

〇 主な指標

指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方	
(1)	1	太陽光発電システム (10kw未満) 導入件数		件				
(2)	2	CO2 排出量						

〇 市民の参画

(1)「地球環境にやさしいまちづくり」の推進

- *化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。
- *太陽光や薪などの再生可能エネルギーの利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2)低炭素社会のシステムづくり

*環境基本計画、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンの実践に取り組みましょう。

*環境負荷の少ない省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

4-4 循環型社会

〇 現状と課題

- ①廃棄物の減量、資源物のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくことが必要です。そのための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ②地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが 基本となります。また、廃棄物の不法投棄対策を徹底していくことも重要な課題です。
- ③従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協 働により循環型社会づくりに取り組んでいくことが必要です。
- ④一関地区広域行政組合が管理運営する一般廃棄物の焼却施設等の更新が必要です。

〇 施策の展開

(1)廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- ①発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の 3R を基本とし、家庭での分別、資源回収の徹底を図り、地域における有価物集団回収への取組を支援するとともに、古着の回収を推進し、廃棄物の減量化や資源の有効活用を図ります。
- ②廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を促進します。
- ③きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。
- ④循環型社会を確立するため、リサイクルプラザ等を活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑤新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取組 を促進します。
- ⑥生ごみの堆肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑦金、銀、銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金 属のリサイクルを積極的に推進します。

(2)効率的な廃棄物処理システムの確立

- ①一関地区広域行政組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。
- ②一関地区広域行政組合とともに、新焼却施設、新最終処分場等の建設に取り組みます。
- ③快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強 化を図ります。
- ④廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の 分別の方法や処理方式の導入によりエネルギーや資源が循環する「資源・エネルギー循環型まち づくり」の一翼を担う廃棄物処理システムを確立し、廃棄物の再資源化やエネルギー資源として の活用を図ります。

(3)環境自治体のシステムづくり

①市民と行政の活動指針となる環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一

層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。

②環境自治体としての体制の確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組みます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	1人当たりのごみ 排出量(一般廃棄物)						
(1)	2	ごみのリサイクル率 (一般廃棄物)						

〇 市民の参画

(1)廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- *廃棄物の減量化を進めるとともに、資源物の分別の徹底、有価物の集団回収に取り組みましょう。
- *資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に取り組みましょう。
- *生ごみの堆肥化、減容化に取り組みましょう。

(2)効率的な廃棄物処理システムの確立

- *ポイ捨てや不法投棄をしないことはもちろん、監視活動を行うなど、不法投棄のされにくい環境づくりに取り組みましょう。
- *市民の一斉清掃活動に参加しましょう。

(3)環境自治体のシステムづくり

*環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画の実践に協力しましょう。

4-5 住環境、市営住宅、景観

〇 現状と課題

- ①人口減少の進行により、今後、空き家等が増加することが見込まれます。また、少子高齢化により、これまで形成されてきた地域コミュニティが変化しつつあり、これらの変化に対応するために住宅に関する計画の策定、施策体系を構築することが求められています。
- ②本市の住宅ストックをみると、木造の古い持ち家が占める割合が高く、これらの住宅は、住宅内の 段差、低い断熱性能、耐震性の不安等機能面で課題があります。高齢者世帯や若者世帯のライフス タイル、需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、 活用されるような環境を形成することが求められています。
- ③市営住宅の役割は、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが重要です。また、現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合等の対応を進める必要があります。
- ④本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡一帯は、世界遺産「平泉」の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

〇 施策の展開

(1)良好な住環境の形成

①市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化による CO2 排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

(2)市営住宅の適切な管理

①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図ります。

(3)景観形成の推進

- ①規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、様々な形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。
- ③市民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有、情報交換を図る組織として、景観計画に定めている(仮称)市民活動連絡会議の設立を目指すとともに、それぞれの活動を支援します。
- ④景観形成重点地区の拡充や景観重要建造物等の指定を促進し、魅力ある景観まちづくりを促進し ます。
- ⑤地域の景観づくりの核となる道路、河川及び公園などの公共施設について、施設管理者との協議 を行い、景観重要公共施設の指定を進めます。
- ⑥緑化運動や環境美化推進運動など、自主的な環境美化運動を進める団体や組織などへの支援を続

けます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	新設住宅着工戸数						
(2)	2	長期優良住宅認定戸 数						

〇 市民の参画

(1)良好な住環境の形成

- *良好な住宅ストックのために、耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
- *地球温暖化の防止に向けて、積極的に住まいの省エネ化を進めましょう。

(2)市営住宅の適切な管理

*市営住宅の適正な利用に努めましょう。

(3)景観形成の推進

- *地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動へ積極的に参加しましょう。
- *日頃から身近な環境美化に取り組み、美しいまちづくりを進めましょう。

4-6 上水道

〇 現状と課題

- ①水道事業については、今後、給水人口が減少し給水収益も減収が見込まれ、経営が厳しくなります。
- ②水道施設については、高度経済成長期に整備した施設がほぼ同時期に更新の時期を迎え大きな財政的負担を伴うことになりますが、更新を遅らせることは安定供給にも影響を与えかねません。このため、財政的な面と安定供給の面から検討し、計画的な更新が必要となります。
- ③水道の未普及地域への対応については、財政状況を勘案しながらの対応が求められています。

〇 施策の展開

(1)安全な水の安定供給

- ①水道事業の長期的な将来像を見据え、安全な水を安定して供給できるよう事業経営を行っていきます。
- ②水道施設や水道管路の更新について、優先順位を定めるなど計画的に行っていきます。
- ③災害に強い水道を目指し、水道施設や水道管路の耐震化を図るなどのハード面の対応に加え、災害復旧の応急訓練を行うなど防災対策を行っていきます。
- ④水道施設の補修、補強等を実施し、長寿命化を図るとともに、施設の統廃合についても検討する など、効率的で安定した水の供給に努めます。

(2)未普及地域への対応

- ①水道事業の長期的な財政状況を勘案しながら、未普及地域の解消に努めます。
- ②飲用井戸等整備事業補助制度により、水道未普及地域での井戸等の整備を支援します。

〇 主な指標

指標項目			指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	有収率						
(2)	2	水道普及率						

※ 有収率:給水した水量に占める家庭や事業所等で使用した水量の割合

※ 水道普及率:住民基本台帳人口に占める水道を使用している人口の割合

〇 市民の参画

(1)安全な水の安定供給

*広報紙、水道週間などを通じ、ライフラインとして欠くことのできない水道について認識しましょう。

(2)未普及地域への対応

*水道の普及や井戸等による給水には清浄な水源が必要であり、貴重な水源の保全に努めましょう。

4-7 下水道

〇 現状と課題

- ①公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設は、豊かな自然環境の保全、特にも河川等公共用水域の水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設です。
- ②環境の保全や快適な市民生活を確保するため、汚水処理施設の整備が求められています。汚水処理施設の整備については、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省連名で、今後10年程度を目途に概成を目指す考え方が示されており、効率的な整備が必要となります。
- ③浄化槽整備事業については、市設置型と個人設置型の2種類の整備手法が併存していましたが、個人設置型の場合は市設置型に比べ維持管理費用等の負担抑制を図ることができることや、下水道の全体計画区域内であっても下水道事業計画区域外であれば設置できることなどから、平成28年度から個人設置型に統一しました。

〇 施策の展開

(1)処理施設の整備と普及促進

- ①地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。
- ②下水道の供用を開始した区域や農業集落排水施設の処理区域については、事業効果を早期に発現させるとともに、経営の安定化を図るため、早期の水洗化(接続)を働きかけ、施設の利用を促進します。
- ③下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、個人設置型浄化槽の整備を促進します。
- ④汚水処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、 必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情にあわせた計画の見直しなどを行います。
- ⑤効率的な推進のため、施設の統廃合や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、持続的 に安定したサービス提供体制の確保に努めます。
- ⑥災害に強い下水道を目指し、下水道施設の耐震化を図ります。

〇 主な指標

指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方	
(1)	1	汚水処理人口普及率						

[※] 汚水処理人口普及率:住民基本台帳人口に占める下水道等にいつでも接続できるように整備された区域内の人口の割合

〇 市民の参画

(1)処理施設の整備と普及促進

*河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な暮らしの実現を図るため、下水道や農業集落排水 施設への接続や浄化槽の設置に努めましょう。

5. みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

〇 現状と課題

- ①本市は高齢化率が高く、医療資源の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応が求められています。
- ②休日及び夜間の救急医療を確保するため、医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による 診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療 に対応するため病院が協力し輪番制による診療が実施されています。一方で、二次救急医療を担う 県立病院をはじめ医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急医療を担う診療所 の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診などにより医師の疲弊も問題となってい ます。
- ③このような中、限られた資源として医療機関を有効に活用していくことが大きな課題であり、その ためには、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状により適切な受診行動をとることが 必要です。
- ④医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要があります。 加えて、看護師などの医療技術職の確保が課題であり、その確保及び育成を行うことが必要です。
- ⑤国においては医療介護総合確保推進法を制定し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができる よう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を 進めています。関係機関が連携した医療及び介護サービスの提供体制の確保が求められており、こ れまでの取組により構築した多職種連携のネットワークを土台として、切れ目のないサービスを受 けられる仕組みづくりが必要です。
- ⑥医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、中心市街地から離れた農村部での医療サービスの持続的な確保が課題となっています。

〇 施策の展開

(1)地域医療体制の充実

- ①医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ②医師会をはじめとする関係機関との協力により、医療機関相互の機能分担や相互連携を促進します。
- ③市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師の養 成確保を図ります。
- ④医師会など関係機関と連携し、医療技術者の養成及び人材の確保を図ります。また、今後の医療 従事者の需要増加を見込み、小中学生の頃からの啓発を図ります。

(2)救急医療体制の充実

①医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療 体制の充実に努めます。 ②医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

(3)病院及び診療所の運営

- ①地域包括医療体制の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携について検討します。
- ②病院事業においては、構成する各事業の一体的運営に努め、切れ目のないサービスの提供や住民 参加型の推進により、安定した経営と新しい地域医療の検討に取り組みます。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	医師修学資金貸付		人				

〇 市民の参画

(1)地域医療体制の充実

- *かかりつけ医を有効に活用して、適切な受診を心がけましょう。
- *市民を対象としたフォーラムや県立病院などが行う懇談会などへ参加し、利用者と医師などの医療従事者が対話を通じて相互理解を深め合い、地域医療を守り育てましょう。

(2)救急医療体制の充実

- *けがや急病などで緊急に病院に搬送しなければならない人のために救急車を正しく利用しましょう。
- *診療時間内の受診を心がけましょう。
- *休日、夜間当番医を有効に活用しましょう。

(3)病院及び診療所の運営

*市民を対象としたフォーラム、藤沢病院が行う地域ナイトスクールや県立病院、診療所等が行う 意見交換会などへ参加し、地域医療の現状、利用者と医師をはじめとする医療従事者が対話を通 じて相互に理解を深めましょう。

5-2 地域福祉

〇 現状と課題

- ①高齢者や障がいを持った人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成と、地域での支え合いが重要です。そのため市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。
- ②地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域住民が相互に助け合う仕組みや環境を構築することが必要です。そのため住民組織やボランティア、NPO等を育成、支援し、地域福祉の展開を図ることが必要です。
- ③福祉サービスの提供に当たっては、利用者が安心して利用でき、利用者の人権が配慮されることが 求められています。利用者への十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサ ービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ④本市の被保護世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の安定した暮らしを実現するためには、保護の適正実施とともに、自立を促すための就労の場の確保が重要です。
- ⑤これまでの生活保護制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者も増加しており、生活保護制度と同様に自立に向けた支援が必要です。
- ⑥平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時等に自ら避難することが難しい方(避難行動要支援者)の名簿作成が義務付けられ、名簿作成と避難支援を行う関係者(避難支援等関係者)への情報提供を行っていますが、災害時の支援が有効に機能するよう、平常時からの取組を推進する必要があります。

〇 施策の展開

(1)地域福祉を担うひとづくり

- ①市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉に関する学習機会を幅広く提供し、地域福祉 の担い手の育成を推進します。
- ②高齢者や障がいのある人など誰もが地域活動に参加できるよう、共に参加する意識の向上に努めます。

(2)共に支え合う地域づくり

- ①社会福祉協議会、福祉活動推進協議会等との連携を推進するとともに、ボランティアグループ、NPO等による福祉のネットワークづくりを推進します。
- ②認知症や障がいに対する理解を促進し、社会的に孤立することがないよう地域とつながり続ける 仕組みづくりを支援します。
- ③多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源の開発、提供を支援します。

(3)充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- ①各種相談窓口の充実、連携を強化するとともに市民の身近な相談者である民生児童委員等と連携 を推進し、相談者にあわせた情報の共有や福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ②成年後見制度や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支

援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。

- ③要保護世帯やひとり親家庭、生活困窮者個々の実情に即した指導や援助が行われるように、関係機関との連携のもと、相談業務を拡充するとともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立に向けた支援に努めます。
- ④避難行動要支援者名簿作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(2)	1	市民ボランティア 登録者数						
(2)	2	ふれあいサロン数						

〇 市民の参画

(1)地域福祉を担うひとづくり

*高齢者や障がいのある人との交流、福祉学習に参加し、福祉のまちづくりを心がけましょう。

(2)共に支え合う地域づくり

*自治会活動などに参加し住民同士の交流を深めるとともに、挨拶、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。

(3)充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- *支援が必要と思われる人に対し、孤立しないような声がけや、民生児童委員や各種相談窓口に相談するように勧めましょう。
- *成年後見制度の研修会等に参加し権利擁護の理解に努めましょう。
- *災害の際に支援が必要な人の把握や地域で行なわれる防災訓練等に積極的に参加し、要支援者に 配慮した避難方法の普及拡大に努めましょう。

5-3 高齢者福祉

〇 現状と課題

- ①本市における高齢化の状況は、平成 27 年 3 月末現在(住民基本台帳)、65 歳以上の高齢者人口は 40,214 人で、総人口に占める高齢化率は 32.58%となっています。本市の人口は今後減少傾向が続き、高齢化率は上昇していくものと見込まれます。
- ②高齢者の約 8 割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康で安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。
- ③介護予防は元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を 高める必要があります。
- ④より魅力ある介護予防事業を検討するとともに、住民が主体的に運営する介護予防を目的とした通いの場の充実や、高齢者が身近な地域で自主的に取り組めるように介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要となります。
- ⑤高齢化の進行により、高齢者の徘徊による所在不明や孤立死等の問題が発生しており、地域の様々な見守りが必要です。
- ⑥認知症に対する理解不足や介護知識の不足、経済的な問題等により、高齢者に対する虐待が増加しており、虐待の予防や早期発見、迅速な対応が求められています。また、認知症高齢者の増加から、 判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるように支援する必要があります。
- ⑦急速な高齢化や社会構造の変化、要介護高齢者の増加、ニーズの多様化等により介護人材が不足しており、施設整備にも影響が生じています。また、高齢者の増加が見込まれる中で高齢者やその家族への支援は、地域の主体的な取組が一層重要であり、地域での支え合い活動を支援する必要があります。
- ⑧高齢者がひとり暮らしや要支援、要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

〇 施策の展開

(1)介護予防の推進

- ①介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取組を推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体による参加しやすい介護予防の実施に取り組みます。
- ②元気な高齢者自身が介護予防の担い手となるよう、地域の中で役割を持ちながら、自らの生きがいとして介護予防リーダーや介護ボランティア等を担うことができる取組を推進します。

(2)地域包括ケアシステムの構築

- ①保健、医療、福祉、介護の関係機関、関係団体との連携のもと、地域包括ケアシステムの構築を 推進します。
- ②身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、相談支援体制の 充実に努めます。
- ③ひとり暮らしや要支援、要介護状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができ

るよう、生活支援サービス、介護サービス等の充実に努めます。

- ④地域の見守りを充実し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期支援に努めます。
- ⑤地域包括支援センターと連携し、高齢者に対する虐待防止、早期発見に努めるとともに、成年後 見制度の周知を推進し、認知症などにより財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方 等に、制度利用を勧奨し、支援します。
- ⑥今後も増加する介護ニーズに対し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な介護担い 手の育成、福祉教育の充実による将来の介護人材育成、資格取得に対する支援など、介護人材の 確保、育成を図るとともに、一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画により介護施設 等の整備を推進します。

(3)生涯現役社会づくりの推進

- ①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識、技能を発揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ②シニア活動プラザの活用により、元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。
- ③ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図りながら、高齢者の年齢や健康、体力に見合った多様な形態による雇用や就業機会の確保と支援に努めます。
- ④趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、老人クラブの育成と支援、地域ボランティアやふれあい サロンなど自主的な取組を支援します。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	介護予防事業参加者 数						

〇 市民の参画

(1)介護予防の推進

- *生涯にわたって元気で暮らせるよう、介護予防に積極的に取り組みましょう。
- *介護予防の担い手として地域主体の通いの場の運営に取り組みましょう。

(2)地域包括ケアシステムの構築

- *隣近所一人ひとりができることで、互いを支え合いましょう。
- *認知症に対する理解を深め、地域での見守りに協力しましょう。
- *ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、閉じこもり気味な方への声がけを積極的に行いましょう。
- *成年後見制度への理解を深めましょう。
- *高齢者との触れ合いにより、福祉の心を育みましょう。

(3)生涯現役社会づくりの推進

平成 27 年 10 月 29 日 (木) 第6回総合計画審議会【資料No.20】

- *自らの知識や技能、経験を生かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- *趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に積極的に参加しましょう。
- *若者や地域との交流を持ち、自身が培ってきた生活文化を伝えていきましょう。

5-4 障がい者福祉

〇 現状と課題

- ①障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組み、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- ②障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ③障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定 を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機 会を提供していく必要があります。
- ④障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の 生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。また、障がい者が災害時においても安 全な生活が送れるよう避難支援体制の充実が求められています。
- ⑤障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりや、 市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしい まちづくりを推進していくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)権利擁護、相談支援体制の充実

- ①障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けることがないよう、成年後見制度等の権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。
- ②障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特にも中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関等との連携を推進します。
- ③障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関等と連携し障がい者虐待の早期発見と防止を推 進します。

(2)ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

①保健、教育、医療等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状態等に応じ、適切な支援を受けられるよう体制の充実に努めます。

(3)自立と社会参加の促進

- ①障がい者支援施設に入所している障がい者が希望するアパートやグループホームまたは自宅等 で生活できるよう支援します。
- ②福祉施設から一般就労への移行を円滑に推進するため、一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク等との連携を推進します。

(4)障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

①障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身

体の安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。

②障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう各種福祉サービスの充実 を図ります。

(5)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

①障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、各家庭における住宅改修への支援と相談の充実を図るなど、すべての人が安心して暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(2)	1	施設、病院から地域 生活への移行者数		人				
(3)	2	福祉施設から一般 就労への移行者数		人				
(4)	3	障がい福祉サービス (日中活動系)の利 用者数		人				

〇 市民の参画

(1)権利擁護、相談支援体制の充実

- *権利擁護や成年後見制度の理解を深め、気軽に相談しましょう。
- *障がい者が受けているサービスを理解し合いましょう。

(2)ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

*保健、教育、医療等に関する講演会等に出席し、理解を深めましょう。

(3)自立と社会参加の促進

*障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力し合いましょう。

(4)障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

*障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう理解を深め、互いに助け合い支え合う 地域づくりを進めましょう。

(5)ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

*キャップハンディ体験や障がい者との交流などを通して、福祉のまちづくりを心がけましょう。

5-5 健康づくり

〇 現状と課題

- ①本市における死因別死亡数をみると、生活習慣病と呼ばれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全 死因の約6割を占めています。
- ②現代の複雑な社会環境や人間関係の中で、精神的なストレスや心の悩みを抱えている人々が多くなっている状況にあります。
- ③健康づくりは、市民一人ひとりの自主的な取組が基本となるとともに、地域社会全体で個人の健康 づくりを支援する環境づくりが重要です。
- ④急速な少子高齢化が進む中、活力ある市民生活を実現するには、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)を延ばすために保健や医療サービスの重要性はますます高まっています。
- ⑤健康寿命を延ばすためには、要支援、要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、転倒による骨折などを予防するための取組が必要です。
- ⑥生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣が原因となる生活機能の低下や要介護状態とならないためには、一人ひとりの生活習慣改善の積極的な取組を促進し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣を定着させていくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)健康づくり活動の推進

- ①一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するため、早世(65歳未満で亡くなる人)を減らし、 健康寿命を延ばすことや生活の質の向上が重要です。そのためには、「健康いちのせき 21 計画」 の健康づくり指針に基づいた 生活習慣病予防、介護予防、こころの健康づくりなどに取り組み ます。
- ②生活習慣病は、不健康な生活習慣の積み重ねによるところが大きく、できるだけ早い時期からの 予防と幼少期からの健康的な生活習慣の習得が重要です。そのため、バランスのとれた食生活と 運動習慣の定着など各年代の実態や課題に応じた取組を行います。
- ③地域の実情に合った健康づくり施策の推進を図るため、市民との協働による食生活改善や運動習慣定着のための教室、介護予防教室の開催など健康づくりを推進できる体制を整備します。

(2)保健指導等の充実

- ①生活習慣病予防等を目的に実施する特定健康診査の受診啓発に取り組みます。
- ②生活習慣の改善を通じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るため、特定保健指導事業を実施し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図ります。
- ③特定健康診査データ等から、健康課題の把握に努めるとともに、一人ひとりの課題に応じた保健 指導事業を推進します。
- ④リスクの高い個人に対する保健指導等の働きかけのほか、広く市民全体や地域全体を対象として、 気軽に健康づくりができるよう各種健康教室や健康教育事業を開催するとともに、広報やイベン トの機会などを通じて市民の健康意識を高める啓発活動を行い、バランスの取れた食生活と運動 習慣の定着など健康的な生活習慣を推進します。

⑤家庭訪問による保健指導等の取組を強化し、生活の実態や地域の健康課題を踏まえた効果的な保 健活動を推進にします。

〇 主な指標

	指標項目			指標 の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握 の 方法	目標設定の 考え方
	1	6	5 歳未満死亡者数(人)		人				
	2	が	胃がん検診		%				
	3	ん 検	大腸がん検診		%				
(1)	4	診	肺がん検診		%				
	5	診	子宮がん検診		%				
	6	率	乳がん検診		%				
	7	7 5 歳以上の人口に占める要介 護認定者の割合			%				
(2)	8		タボリックシンドローム該当 および予備軍該当者の割合		%				

〇 市民の参画

(1)健康づくり活動の推進

- *健康寿命を延ばし、生活の質を向上させるため「健康いちのせき 21 計画」の健康づくり指針に基づいた活動をしましょう。
- *地域全体で個人の健康づくりを支援するため、健康づくりを目的とした市民グループに参加して 活動の輪を広げましょう。
- *地域の健康づくりのサポーター活動を広げましょう。

(2)保健指導等の充実

- *健康寿命を延ばすことを意識し、積極的に生活習慣の改善などに取り組みましょう。
- *バランスの取れた食生活と運動の習慣化、休養を心がけ、生活習慣病の予防やこころの健康づくりに努めましょう。

5-6 防災(治水、治山を含む)

〇 現状と課題

- ①平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により避難場所等の指定基準が示されたことに伴い、避難場所等が基準に適合しているかどうかの検証を実施する必要があり、また、災害の危険が切迫した場合に避難する避難場所が指定されていない地域があるため、その地域に指定基準に沿った避難場所を指定する必要があります。さらに、市民に避難所を周知するため、避難所標識についても見直しが必要です。
- ②災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所等、避難路を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図る取組も必要です。
- ③過去の災害記録等をもとに、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。治水対策については、河川等の計画的な整備とあわせ、橋梁や排水機場の整備、改修などを関係機関に要請していく必要があります。治山対策については、地震や大雨による土砂崩れ、災害危険箇所の点検等を関係機関とともに実施する必要があります。また、本市はこれまで、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災などで甚大な被害を受けていることから、地震による被害を軽減するための取組が必要です。
- ④災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を 高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関す る知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定等による協力体制の確立を 図るため、関係機関等との連携体制が必要となります。
- ⑤市民に対し、様々な媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが 重要であり、市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起 こすような意識の向上を図っていく必要があります。コミュニティFM放送の聴取調査を平成 26 年度に行いましたが、放送を聞いていると回答した世帯が 54%程度であることから、さらなる周知、 啓発に努める必要があります。
- ⑥東日本大震災から年月が経つにつれ、訓練等の実施率が低下しているため、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、防災講演会やセミナーを通じ災害に対する意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑦大規模災害時には、物流が停止し食糧の調達が難しくなるため、食糧の備蓄を行う必要があります。 また、保存用非常食や保存用飲料水など、保存年限に応じた定期的な入れ替えと活用方法の検討が 必要です。
- ⑧自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップを全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者等への対応のため、 外国語版が必要です。
- ⑨栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施しています。また、平成27年3月には栗駒山火山防災協議会が設置され、栗駒山の現状や観測体制等について協議が行われたところです。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築し

ていくことが必要となってきます。

〇 施策の展開

(1)災害を防ぐまちづくり

- ①避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪 雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができる よう努めます。
- ②災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあっては、耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
- ③大地震による住宅被害を軽減するため、木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促します。
- ④急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流など土砂災害警戒区域や危険箇所等を的確に把握しながら、土砂災害ハザードマップ等を作成し防災意識の向上を図り、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進するとともに定期的なパトロールを行うなど、被害の未然防止に努めます。
- ⑤頻繁に浸水被害が発生している地域については、中小河川及び排水路の計画的な改修整備や農業 用取排水施設管理者との連携を図り、増水時の排水対策に努めます。

(2)災害に強いまちづくり

- ①大規模な災害に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ②市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。
- ④備蓄については平成 25 年に内閣府で定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取 組指針」を参考に、応急的に必要となる非常食、飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ⑤防災マップの公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な 実践行動につなげます。
- ⑥本市、平泉町及び建設関係団体等と結んでいる災害協定を基本とし、災害発生後の協力体制を整 えます。
- ⑦防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール等を活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。

(3)地域防災活動の充実

- ①市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の 見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ②市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダー の育成強化に取り組みます。
- ③市民に対して、自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。

〇 主な指標

	指標項目		指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(1)	1	木造住宅耐震診断 事業実施棟数						
(2)	2	コミュニティ FM 放送を聞いている 世帯数						

〇 市民の参画

(1)災害を防ぐまちづくり

- *避難所や避難場所、避難ルートについて確認しましょう。
- *耐震診断の実施、家具の転倒防止等の設置及び擁壁、ブロック塀等自宅付近の危険箇所の把握に 努め、今後起こりうる災害に備えましょう。
- *災害危険箇所等の通報や治水、治山事業等への実施に協力しましょう。
- *土砂災害ハザードマップを共同で作成しましょう。

(2)災害に強いまちづくり

- *訓練や講習会に参加し、災害に対する知識を深めていくと同時に、地域ぐるみの情報伝達、避難 といった防災体制を確立し、地域全体で支え合いましょう。
- *家庭では、災害に備え、十分な食料の備蓄や災害時の行動について話し合っておきましょう。
- *地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と防災活動を行うなど、周りの人たちと助け合いましょう。
- *住宅の耐震性の向上を図りましょう。
- *防災メールを登録し、普段からコミュニティFM放送を活用しましょう。

(3)地域防災活動の充実

- *防災訓練や防災活動に参加するとともに、食料や生活必需品等を備蓄し災害に備えましょう。
- *市や、地域の自主防災組織が行う研修や訓練に積極的に参加し、共に地域防災力の強化に努めましょう。

〇 関連施策

- 2-4 地域情報化…(2)
- ・6-1-2 災害に強いまちづくり…(1)、(2)、(3)

5-7 消防、救急・救助

〇 現状と課題

- ①火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両 や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。
- ②本市の平成 17 年から平成 26 年までの過去 10 年間の火災発生状況の平均値は、火災件数 61 件、焼損棟数 66 棟、死傷者 16 人となっており、ほぼ横ばいとなっています。
- ③近年の火災は、複雑多様化しており、さらに、高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、 財産を火災から守ることがますます重要となります。
- ④火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があり、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ⑤高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、 医療機関との連携を一層強化する必要があります。また、救急車が到着するまでの間の応急処置が 重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、普通救命講習や自動体外式除細動器(A ED)を活用した適切な処置の普及を図ることが必要です。
- ⑥救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の更 新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- ⑦近年、異常気象に伴う大規模な自然災害(豪雨、土砂災害等)の発生や複雑多様化する事案に対応 していくため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図 ることが必要です。

〇 施策の展開

(1)消防力の強化

- ①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の整備を進めます。
- ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。

(2)予防体制の強化

- ①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。
- ②市民の生命、財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を 図りながら火災予防に努めます。
- ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象と した防火指導を図ります。
- ④住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめ とした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3)救急、救助体制の充実

①メディカルコントロール体制 (医師による指導、助言及び教育体制) のもと、救急医療機関との 密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。

- ②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資機材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。
- ③救命率を向上させるためには、バイスタンダー(発見者などその場に居合わせた人)による応急 手当が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習やAED を活用した救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤複雑多様化する事案に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑥大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員の訓練教育を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
(3)	1	普通救命講習 修了者数						

〇 市民の参画

(1)消防力の強化

*消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設が緊急時に確実に使用できるように協力しましょう。

(2)予防体制の強化

- *防火知識を高め、普段から防火に心がけましょう。
- *自主的な防火組織の活動に参加協力するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3)救急、救助体制の充実

*応急手当の方法やAEDの使用方法など、救命処置を身に付けるようにしましょう。

5-8 防犯·交通安全·市民相談体制

〇 現状と課題

- ①防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」 という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、犯罪の 防止に努めていくことが必要です。
- ②女性や子どもへの声がけ事案や高齢者の被害が急増している特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発 や見守り活動が必要です。
- ③防犯及び交通安全対策については、防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等、住民組織による 活動を助長しながら、地域全体での取組が必要です。
- ④本市の平成 26 年の交通事故の発生件数は 334 件で、死傷者は 445 人です。これらの原因は、交通マナー等のモラルの低下によることが大きな原因として捉えられています。また、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ⑤交通事故を減らすためには交通安全思想の普及が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通マナーの 向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に児童生徒への交通安全教育の推進、 高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。また、重大事故が多発している危険箇所 の点検や改良など、道路管理者等と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。
- ⑥社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。日々の暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関、関係団体などと連携しながら、相談ニーズを把握し適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

〇 施策の展開

(1)防犯体制の整備

- ①市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の 展開を進めながら、犯罪のない安全安心なまちづくりを目指します。
- ②市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。
- ③警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、関係団体と連携を密にしパトロール活動や 情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に対する意識の向上 に努めます。
- ⑤防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費及び車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援し、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。
- ⑥自治会等の防犯灯維持管理費用を補助するなど、交通安全の確保と犯罪防止に努めます。

(2)交通安全対策の推進

①交通事故等危険箇所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を進めます。

- ②警察署、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ③交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、 交通安全対策を促進します。
- ④交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

(3)市民相談体制の充実

- ①日常の様々な問題解決の糸口として、法律相談、行政相談等の市民相談を行います。
- ②消費生活センターにおいては、消費生活をめぐる様々なトラブルから消費者を保護するため、相 談体制の充実を目指します。
- ③消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

〇 主な指標

		指標項目	指標の 説明	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	現状把握の 方法	目標設定の 考え方
	1	青色回転灯装着 車両数						
(1)	2	<u>青色回転灯装着車輌</u> によるパトロール件 <u>数</u>						
(2)	3	交通安全教育の 開催回数		ヵ所				
(3)	4	消費者講座の 参加者数						

〇 市民の参画

(1)防犯体制の整備

- *防犯への知識を広め、パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。 *子ども110番の家や防犯連絡所を設置するなど、防犯活動に協力しましょう。
- *高齢者や子どもを犯罪から守るため、見守り活動を行いましょう。

(2)交通安全対策の推進

- *交通ルールを守り、交通安全に心がけましょう。
- *交通安全教室、交通安全母の会への活動など、交通安全への取組に参加しましょう。
- *交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開しましょう。

(3)市民相談体制の充実

*消費者被害未然防止のため、地域での消費者講座の開催や注意喚起、また、高齢者が被害に遭わないよう家族や近隣住民が連携し、地域ぐるみで日頃から様子を見守りましょう。

〇 関連施策

・2-2-3 安心安全で快適な道路環境づくり…(2)

第3部 まちづくりの進め方

3-1 市民と行政の協働のまちづくり

〇 現状と課題

- ①少子高齢化や人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、行政サービスのあり方も見直しが必要となっています。また、住民ニーズが多様化、高度化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、共に行動する協働によるまちづくりが重要です。
- ②まちづくりは、市民の多様なニーズを的確に把握しながら、市民と行政とが協働で行うという視点で実施していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参画できる仕組みを構築し、企画から実施までを協働により推進していくことが重要です。
- ③協働による地域づくりは、それぞれの主体による役割分担のもとに、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが 実践する、自主自立の取組が必要です。
- ④市民主体の地域づくりを進めるためには、最も身近な組織である自治会等の活動を基本としながら、 地縁でつながる様々な市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者(企業)等が連携する地域協働 体が推進役となり、互いに支え合い協力していくことや地域の将来像を地域全体で共有し、身近な 課題の解決や地域の特性を生かした活動を地域ぐるみで実践していく地域協働が必要です。
- ⑤地域協働体の設立が進んでくると、地域づくりの中心的役割を担う地域協働体と行政との連携がますます不可欠となります。また、市民センターを拠点とする地域づくり活動が活発化することにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されます。
- ⑥NPOなどの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。
- ⑦まちづくりスタッフバンクの設置、審議会委員等の一般公募の実施などにより、市政への市民参画 の機会の設定に努めていますが、参画の機会をより拡充していくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)地域協働の推進

①地域協働体を中心とした地域協働による身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、まちづくりに関する目標や課題等について、地域と行政が情報共有を図り、 役割分担のもとに住みよいまちづくりの当事者として共に協力、行動することを目指します。

(2)地域協働の実践

①地域の将来像を地域住民みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めながら、その実現を目指します。

(3)協働による市政の推進

- ①地域協働の推進には、地域活動の調整、推進役となる地域協働体と行政とが連携を強めることが 必要です。地域協働体による市民主体の地域づくりを進め、行政はその活動に対して様々な支援 を行います。また、地域協働体が策定する地域づくり計画の推進を支援します。
- ②市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共 有と意見交換を行います。
- ③協働のまちづくりを円滑に進めるため、行政と地域の間に立って様々な活動を支援する市民活動 センターなどの中間支援組織による市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ④「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民 参画や市民との協働体制を確立します。
- ⑤各種審議会等への市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術等を市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンクの活用を推進します。
- ⑥各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメントの実施、ワークショップの開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧各種計画の事業進捗管理への市民参画機会の確保に努めます。
- ⑨市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩企業も地域の一員として、専門性を生かした人的、技術的な社会貢献が可能であることから、様々な分野での協働の取組を要請します。

3-2 健全な行財政運営

〇 現状と課題

- ①人口が急激に減少していくことが予想される中、市税等の自主財源は大幅な増加は見込めず、また、 主たる依存財源である地方交付税は合併算定替期間の経過により合併特例による加算額が段階的 に縮減となることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。
- ②社会構造の変化に対応した行財政運営を推進するため、市の行政運営や財政負担のあり方について 抜本的な改革を進めていく必要があり、従来の制度や施策、組織等の執行体制を見直すとともに、 安定した行財政基盤を確立していくことが不可欠です。このため、これまでにも増して個々の施策 に優先順位をつけた上で、効果的、効率的に予算を配分し執行していく必要があります。
- ③過去に建設された公共施設がこれから一<u>斉に</u>更新時期を迎え、現状の施設や規模のまま維持していくとした場合、通常の維持費に加え、大規模改修や建替えなどに係る更新費用の増大が見込まれます。
- ④厳しい財政状況の中で、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっています。また、活用されていない土地や建物などの市有財産については、処分を進めていく必要があります。
- ⑤全国の地方公営企業に共通する課題である人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化施設の更新等への対応が不可欠です。また、本市は水道未普及地域も多く、その対応についても課題となっています。
- ⑥市民に最も身近な基礎自治体として、住民ニーズを的確に把握し、行政サービスを一層充実させて いくことが求められています。
- ⑦市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践するため 公文書の情報公開制度の適切な運用や審議会等の会議の開催状況を公開する取組により、透明性の 高い行政運営を進める必要があります。
- ⑧これまで、広報紙やホームページ等様々な媒体を通して、行政情報を発信してきたところであり、 情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を展開していく必要があります。

〇 施策の展開

(1)行政サービスの充実

- ①常に市民を起点とした、質の高い行政サービスの提供に努めます。
- ②職員研修により、高度で専門的な知識、技術等を体系的に学習し、職員の政策形成能力や専門的な行政能力の向上を図りながら、職員の職務遂行能力の向上を図ります。
- ③限られた人的資源の中で、職員の能力を最大限に生かしながら、行政サービスの向上を図ります。 また、職員の意識改革を図りながら、士気を高め合い職場の活性化に取り組みます。
- ④行政サービスの維持向上を図り、市民の満足度を高めるため、業務の継続的改善に取り組むとと もに、窓口や仕事の現場における対応の改善を図り、サービスの向上を推進します。
- ⑤ I C T (情報通信技術) を活用した電子申請など双方向での行政情報の伝達に取り組みます。
- ⑥マイナンバー制度によるマイナポータルを活用した行政情報の提供に取り組みます。
- ⑦マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの自動交付機による交付

に取り組みます。

(2)効率的な行政運営の確立

- ①行政サービスの向上に向け、総合計画を基本とする計画的な行政運営を図るため、施策の進捗管理を行うとともに、毎年度、ローリングにより実施計画の策定を行い、計画の実行性を高めます。
- ②各種計画の策定に当たっては、市民にとってわかりやすい計画となるよう、事業や施策の到達すべき状態を指標化、数値化した計画の策定に努めます。
- ③行政改革大綱及び集中改革プランによる取組を推進するとともに、行財政改革の進捗状況について、民間委員で構成された行財政改革推進審議会に定期的に報告し意見を求めるとともに、広報やホームページにより広く市民に公表します。また、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図り人件費総額の抑制に努めます。
- ④事務事業については、住民ニーズに対する的確性、有効性や効率性などの点検を行い、再編、整理に努めます。また、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、 組織機構と事務執行体制の見直しを進めます。
- ⑤民間能力を活用しつつ住民サービスの向上と行政コストの節減等を図るため、指定管理者制度や 民間委託などを積極的に活用するとともに、施設の設置者として、施設の適正な管理運営と住民 ニーズの把握、施設運営への反映に努めます。

(3)健全な財政運営の堅持

- ①自主財源の安定確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより財政の健全化を推進します。
- ②市税については、課税客体の的確な把握とあわせ、自主納税の推進や効率的な滞納整理の実施などにより収納率の向上に努めます。
- ③分担金、負担金及び使用料、手数料などについては、適正な受益者負担の水準を確保するととも に、各部署の連携のもと、収納率の向上に努めます。
- ④市債については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還等に努めます。
- ⑤公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常に品質、コストを意識し、経費の節減 を図ります。
- ⑥補助金、負担金については、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、合理化に努めます
- ⑦各年度の事業の計画や実施に当たっては、中長期的な視点に立った財政見通しを踏まえて、財源 の重点配分や将来負担などについて十分な検討を行います。
- ⑧第三セクター等については、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導監督を実施します。

(4)市有財産の適正な管理と有効活用の推進

- ①公共施設の管理については、維持管理コストの縮減を心がけ、経費と効果のバランスのとれた施設管理に努めるとともに、行政サービスのあるべき水準や必要性について検討し、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、適正配置の実現に努めます。
- ②市有財産については、現有資産の有効活用を検討するとともに、活用されていない資産の実態を

把握しながら、売却処分を進め財産収入の確保に努めます。

③これまで整備されてきた情報通信基盤を効率的に利用する仕組みづくりに努めます。

(5)地方公営企業の健全化の推進

①地方公営企業の健全な運営を目指し、企業としての経済性を常に発揮するとともに、公共の福祉 を増進することを念頭に置き事業を推進します。

(6)透明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供

- ①情報公開制度は、公開が原則であることを踏まえ、適切に運用していきます。
- ②審議会等の会議は原則公開とし、会議の開催予定を周知します。また、会議録及び会議資料を担当課窓口及び市のホームページにおいて公表し、審議の概要をお知らせします。
- ③広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの活用により、行政施策や行政活動の積極的な情報提供に努めます。
- ④広報紙は市民と行政のパイプ役との認識に立ち、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指し、紙 面の充実に努めます。

3-3 広域連携の推進

〇 現状と課題

- ①住民や企業等の生活圏、経済圏は市町村のエリアを越えて広域化しており、また、人口減少と高齢 化が進行する中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サー ビスのあり方を広域的な視点に立った時代に合ったものに変えていくことが求められています。
- ②住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中にあって、産業経済、医療、福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策や一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなっています。
- ③県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部に国の機関の集約が 進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連 携に取り組んでいくことが必要です。
- ④特にも本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光など様々な分野において県境を意識しない発想で課題解決に取り組んでいくこととし、その取組がはじまっています。
- ⑤当地域の民間団体においては、農業協同組合、森林組合などが市町の枠を越えて合併し、スケール メリットを生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。
- ⑥人口減少などの社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健、 医療や通勤、通学などの住民生活や経済活動における圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚、 出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるもの ととらえ、隣接自治体をはじめ、広域的な連携のもと、取り組んでいくことが必要です。

〇 施策の展開

(1)定住自立圏構想の推進

- ①一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切に役割分担をしながら、魅力ある定住自立圏域の形成に向けた具体的な取組を連携して推進します。
- ②圏域の住民ニーズに対応できるよう、一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会が行 う事業を推進します。
- ③世界遺産「平泉」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって進めます。

(2)県境を越えた連携の推進

- ①人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展を図るため、経済圏、生活圏、 医療圏、文化圏、さらには通勤通学エリアというくくりの中で、関係自治体同士が連携して多様 な取組を推進します。
- ②北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。
- ③共通する地域資源や歴史、文化等を有する市町村との広域的な交流連携を図り、産業振興など地域の活性化につなげる取組を推進します。

(3)国、県等との連携

①本市の課題解決に向け、本市の実情を国、県へ情報発信していくとともに、施策の実現に向けて

積極的な要望提案を行います。

- ②様々な関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③国、県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。

【前期基本計画の構成について】

1 総合計画について

議決	項目	項目 性質			
	総合計画	長期的視点からのまちづくりのビジョンを示すものであり、総合的かつ計画的 な市政の運営を図るための基本構想と基本計画、個々の施策についての具体的 な事業計画を定める実施計画で構成するもの			
議決	基本構想	目指すべきまちの将来の姿を明らかにするとともに、その将来像実現のための まちづくりの基本理念と基本目標を定めるもの			
議決	基本計画	基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すもの			
_	実施計画	基本計画に基づき、毎年度、向こう3か年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながらローリングにより見直し、市の予算編成の指針とするもの			

〇 議決について

- 1 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年5月2日公布)の施行により、市町村における議会の議決による総合計画基本構想策定の義務付けが廃止されたため、一関市議会の議決すべき事件に関する条例を改正(平成26年6月議会)し、総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を議決事件と追加した。
- 2 一関市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、平成28年度を初年度とし平成32年度を目標年次とする次期総合計画前期基本計画を議会の議決を経て策定しようとするもの。

〇 関係法令

一関市議会の議決すべき事件に関する条例 (平成25年6月21日条例第19号) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- (2) 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告

2 前期基本計画の構成について

答申	項目	性質	備考
	第1章 重点プロジェクト	基本構想を実現するため、各分野の枠組みにとらわれず横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組むもの	
0	現状と課題	本市の概況、これからの取組課題	
0	基本目標	重点プロジェクトの推進により目指す最終的な目標	
0	施策の展開の基本的方向	「現状と課題」を踏まえ、施策を展開する基本的な方向性	【プロジェクト1】ま ちひとしごと創生 の み記載
0	施策の展開	「施策の展開の基本的方向」の具体的な取組内容	
	第2章 分野別計画	基本構想で掲げた5つのまちづくりの目標を実現するため、分野別に取組の方 向性を示すもの	
0	現状と課題	各分野における本市の概況、これからの取組課題	
0	施策の展開	「現状と課題」を踏まえた具体的な取組内容	
0	市民の参画	市民との協働により計画を推進するため、市民みんなで取り組む内容	
0	主な指標	施策の進捗度合を図る参考とするため、指標を設定し、現状値と5年後の達成 すべき数値目標を掲げるもの	項目のみ答申 数値については精査後 審議
	第3章 まちづくりの進め方	基本計画を推進するため、どのような点に留意してまちづくりを進めるか定め るもの	
0	現状と課題	本市の概況、これからの取組課題	
0	施策の展開	「現状と課題」を踏まえた具体的な取組内容	

〇 総合計画審議会委員からの意見への対応について

No.	項目	ご意見	対応	備考
1	重点プロ ジェクト1	「市民一人ひとりのライフデザインに応じて」とあるが、一人 ひとりのライフデザインに応じることは不可能だと思う。この 文言だと応じることになるので、検討した方がよい。	変更	文言を変更しました。
2	重点プロ ジェクト2	ILCを基軸としたまちづくりについて、固い岩盤があるからこそ候補地となったので、自然(北上高地)への畏敬の念を記載した方がよい。	修正済	現状と課題に記載しました。
3	重点プロ ジェクト2	基本目標「北上高地での早期実現を目指して」とあるが、「北 上高地での早期実現のため」など強調した方がよい。	変更	基本目標の文言を変更しました。
4	重点プロ ジェクト2	「活躍できる地域となるよう」とあるが、傍観的なので「活躍 できる地域とするため」などとした方がよい。	変更	文言を変更しました。
5	重点プロ ジェクト3	「まさに復興に向けた取組を始めた矢先に」を「復興の真った だ中」としてはどうか。	修正なし	復興への取組が始まろうとするちょうどその時とい う意味で、これまで広報等でも同様の表現としてい ます。
6	重点プロ ジェクト3	「地域防災意識」は「防災意識」としたほうがよい。	修正済	
7	重点プロ ジェクト3	「防災リーダーの育成強化に努めます」の文章は努力目標では ないので、「防災リーダーの育成強化を行います」とした方が よい。	変更	文言を変更しました。
8		「市民に対して〜円滑な実践行動につなげます」の文章は「市民には、災害が発生した場合における被害の最小化及び迅速な回復を見極め、自ら災害に対処するための手段を講じるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承等防災に寄与するよう努めます」としてはどうか。	変更	文言を変更しました。

No.	項目	ご意見	対応	備考
9	重点プロ ジェクト3	「住宅及び宅地や公共施設等」は「住宅及び公共施設等」としてはどうか。	変更	文言を変更しました。 分野別計画では、住宅の耐震化、公共施設等の耐震 化を別に記載しました。
10	分野別計画	1-1 農林水産業 ○主な指標 新規就農者数があるが、主に退職した人が新規就農者となっているため、指標としてはどうかと思う。年齢制限を設けてはどうか。	修正なし	新規就農者が主に退職した人ではないかとのご指摘ですが、新規就農者の年齢階層ごとの構成を見ますと、もっとも高い割合は20~29歳であり32.7%となっており、その次は30~39歳の23.6、となっています。退職後と想定されます60歳以上の割合は9.6%であり退職した人が主という指標にはなっておりません。地域農業の担い手が高齢化しリタイヤが進む中、農地荒廃防止の観点からも定年帰農を促進する施策が必要であることから、新規就農者としてカウントすべきものと考えます。
11	分野別計画	1-1 農林水産業 ○主な指標 6次産業化により開発された商品数とあるが、大切なのは商品数ではなく、販売金額だと思う。	修正なし	販売額を示すことができればより良いものと考えますが、販売額を具体的に把握することが難しいと考えられるため、把握可能な商品数としました。
12	分野別計画	1-3 商業・サービス業に中小企業の振興があげられているが、1-2工業にはない。	修正済	施策の展開に記載しました。
13	分野別計画	1-5 観光に地ビールフェスティバルの記載がない。知名度もあるので追加した方がよい。	修正済	現状と課題に記載しました。
14	分野別計画	1-5 観光のニューツーリズム協議会の正式名称はいちのせき ニューツーリズム協議会である。	修正済	(送付済の原稿は修正前ですが修正しました)

平成27年10月29日(木) 第6回総合計画審議会【資料No.22】

No.	項目	ご意見	対応	備考
15		1-5 観光に「骨寺村荘園遺跡の活用」の記載があり、3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護 の項目がある。しかし、広くPRを図り、応援してもらう、誘客を図ることはあまり触れられていないように感じるので、1-5 観光にそのようなニュアンスを記載してはどうか。		施策の展開に記載しました。
16	分野別計画	2-5 地域づくり活動で、地域づくりを担うリーダーを育成することが大きな課題なので文章に入れてほしい。	修正なし	地域づくりを担うリーダーについては、地域づくり活動を通じて育っていくものと考えます。地域づくり活動の活性化には、地域づくりの当事者としての市民意識の向上を図るなど、より主体的に参画するための環境づくりを行っていくことが必要であると考えることから、そこに重点を置いた表現としています。
17		3-1 子育てに男性の育児支援についての記載がないので追加 した方がよい。男性の育休取得や育児への協力など男性が果た す役割の記載も必要ではないか。		施策の展開に記載しました。
18	分野別計画	3-2 義務教育・高等教育等に、キャリア教育について力を入れているので追加した方がよい。	記載済	

No.	項目	ご意見	対応	備考
19	分野別計画	3-2 義務教育・高等教育等 施策の展開(1)教育内容の充実 ①「最先端技術科学体験等」は「中学生最先端科学体験研修」ではないか。 ②「生涯の食習慣」は「生涯の好ましい食習慣」としてはどうか。 ③「健康的な体力づくり」を「健康な体づくり」又は「体力向上」としてはどうか。 ④「環境を守る実践力」を「環境を守るための実践力」とした方がよい。 (2)地域の連携強化と学校運営の充実 ⑤「ボランティアや思いやりの心を」を「ボランティア精神や思いやりの心を」とした方がよい。	修正済	施策の展開に記載しました。
20	分野別計画	平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護とあるが、保護ではな く保全ではないか。	修正なし	文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、 且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に 資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」 と規定しており、「保存と活用」が文化財保護の重 要な柱と考えられています。 また、歴史的景観や環境と一体となった文化財に対 しては、「保全と活用」という表現が用いられてい ます。 よって、3-8では「保護」=「保存(≒保全)と 活用」の意味合いで「骨寺村荘園遺跡」の保護とし ます。
21	分野別計画	4-1 自然環境・公害防止について、自然環境と公害防止を同じ項目としているが違和感がある。自然環境と社会環境との関係性を明確にしておいた方がよい。 公害防止の項目の名称を環境保全としてはどうか。	修正済	文言を修正しました。

No.	項目	ご意見	対応	備考
22		5-4 精神障害の部分がでてこない。自閉症などは見てもわからない。施設収容されている方もいるが、そのような方への施策、配慮について記載が必要ではないか。障がい者福祉について、見えない障害についても配慮いただきたい。	変更	文章を追加しました。
23	分野別計画	5-6 防災 (治水・地山を含む) ○現状と課題 ①「安全な避難先であるかの検証」を「基準に適合しているかどうかの検証を実施し」としてはどうか。 ②「避難所標識についても見直す必要があります」に「避難路の整備」についても含む記載とした方がよい。 ③「その被害を可能な限り抑えることが重要です」に「減災を図ることが」という言葉をいれてはどうか。 ○施策の展開 ④「避難所、避難場所については」に「指定緊急避難場所や指定避難所」とした方がよい。 ⑤「空通孤立時の適切な対応ができるよう努めます」は努力目標ではないので、強い表現にするべきである。 ⑥「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」は平成25年に内閣府で定めたもののようなので、(内閣府)など入れた方がよい。 ○市民の参画 ⑦「木造住宅の耐震性の向上を図りましょう」とあるが、木造だけではなく、鉄骨や鉄筋も含めてよいのではないか。	① ② ③ ③ ③ ③ ③ ③ ④ 修 変 変 ⑤ 修 修 変 変 ⑤ 修 修 で 修 で 修 で 修 で に 正 更 更 に に 正 正 更 更 に に 正 正 正 が よ に に に に に に に に に に に に に	④指定緊急避難場所や指定避難所は限定された表現であることからこれまで通りとします。 ⑤対象が市の指定した場所だけではないことからこれまで通りとします。
24	分野別計画	5-7 消防・救急・救助 ○施策の展開 ①「消防力の強化」市の消防職員も消防力に入るので、市の職員に関しても定める必要があるのではないか。 ②「救急体制の充実」に「応急処置」と「応急手当」のどちらも記載があるので、どちらかに統一した方がよい。	①修正なし ②修正済	①市消防職員の消防力の育成、強化については後述(3)「救急・救助体制」で記載していることからこれまで通りとします。

答申書案

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会 会 長 畠 中 良 之

一関市総合計画前期基本計画について(答申)

平成26年4月21日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

この答申は、基本構想の実現を目指し、多くの市民の意向を踏まえ、幅広い世代の市 民の参加、参画により策定したものです。

前期基本計画の決定にあたっては、この答申が最大限に尊重されることを期待し、今後の社会経済情勢の動向に留意しながら柔軟性を持ってその実現を図られるよう要望します。

また、分野別計画における主な指標については、必要と思われる項目を審議したものであり、市においては、目標数値等の精査を行い設定されるよう要望します。

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会 会 長 畠 中 良 之

一関市総合計画基本構想について(答申)

平成26年4月21日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

この答申は、一関市の目指すまちの将来像を多くの市民の意向を踏まえ、幅広い世代の市民の参加、参画により策定したものです。

基本構想の決定にあたってはこの答申が最大限に尊重されることを期待し、今後の社会経済情勢の動向に留意しながら柔軟性を持ってその実現を図られるよう要望します。

参考②後期基本計画の答申書

一関市長 勝 部 修 殿

一関市総合計画審議会 会 長 畠 中 良 之

一関市総合計画後期基本計画の答申について

平成23年10月12日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

- 1 急速に変化する時代の情勢を察知し、常に柔軟で適切な方向修正をする意 識を持って対応されたい。
- 2 住民ニーズへの的確な対応とともに、未来の一関市への夢・希望を市民が 感じ取れる行政執行に努められたい。
- 3 東日本大震災という未曾有の災害により、市民の安全・防災に対する意識 は極めて高く十分に対応する施策を特に考慮されたい。
- 4 健全な財政運営を第一に、限られた財源の効果的な活用に努力されたい。

【パブリックコメントについて】

- 1 実施期間:平成26年3月25日から
- 2 実施方法:本庁、支所、市民センター(公民館)、図書館に総合計画審議会の開催資料及び結果を配架。パブリックコメント用紙を設置し、実
 - 施している。
- 3 対 応:意見等募集の終了後、提出された意見等への対応を検討し、計画への反映状況と市の考え方を公表する。
- 4 回答方法:意見等の概要と回答を公表する。(個々の意見等には直接回答しない)
- 5 その他:事業の要望等については担当課に直接送付し対応済。

〇市ホームページへの掲載について

市では、平成28年度を初年度とする次期総合計画(基本構想及び前期基本計画)について、総合計画審議会を中心とした仕組みにより策定を進めています。そこで、多くの市民の皆さんからのご意見を計画策定に反映させることを目的に、総合計画審議会における審議状況が皆さんにご覧いただけるよう、審議会の会議資料及び会議録を市ホームページに掲載したほか、本庁、支所、市民センター(公民館)、図書館に配架して意見募集(パブリックコメント)を行ってまいりました。

平成26年3月25日から平成27年10月29日までにいただいた意見等の内容と現時点における対応状況は下記のとおりです。

- ※1 基本構想については、平成27年3月に市議会の議決を経て策定済です。
- ※2 前期基本計画については、平成27年11月に総合計画審議会からの答申がある予定であり、市では、答申を踏まえ、前期基本計画の案を策定 し、12月市議会に提案することとしています。前期基本計画案についても意見募集(パブリックコメント)を行うこととしています。

No.	題名	意見等の内容	対応状況(平成27年10月29日現在)
	まちづくり 子育て支援	街中のアパートに最近引っ越してきました。 ・歩いて行ける所に公園を作ってください。 ・体操やジョギングするため ・子供を遊ばせるため ・お年寄りが集まり話せるように ・児童がキャッチボールやサッカーが出来るように 街中は子育てには適さないところになっています。	○分野別計画4-2 公園、都市緑化 ・「公園、緑地の整備」として誰もが利用しやすい憩いの場、 潤いの場としての公園、緑地等の機能の充実を図ることとしま した。
2		商店街の活性化 ・商店街がさびれるのは、その近くに人が住んでいないからです。自転車や歩いて行ける所なら人が来ます。 ・車で来る人をあてには出来ません。 (車の人は別の所に行きます。)	○分野別計画1−3商業・サービス業 ・「商店街の活性化」として、商店街の賑わい創出と地域コ ミュニティの形成を図ることとしました。

No.	題名	意見等の内容	対応状況(平成27年10月29日現在)
3	まちづくり	子供ランドを作ってください (子供が歩いたり、自転車で行ける所に) ・黒沢橋と一関大橋の間の磐井川、河川敷に作って下さい ・遊具を作る ・芝を植え、寝ころべるようにする ・自転車で園内を走れるようにする ・キャッチボールやサッカーが出来るようにする ・今の運動公園では遠すぎる (土日、自動車でしか行けない)	○分野別計画4-2 公園、都市緑化 ・「公園、緑地の整備」として公園、緑地等の機能の充実を図ること、遊具の導入を図ることとしました。
4	まちづくり	今のうちに理想とする街を作ってください。 ・子育てが一番よい街 ・高齢者が安心して住める街 ・歩行者にやさしい街 震災復興が完了するとその街は、すばらしい街、誰もが住み 良い街になると思える。その時、内陸の街は遅れた旧態依然の 街になってしまいます。	・基本構想に「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を掲げ、市民一人ひとりが主役としてまちづくりに参画し、幸せになることで、誇れるまちにしようという将来像を掲げました。 ・基本計画では、重点プロジェクトにまち・ひと・しごとの創生を掲げ、しごとづくり、子育て応援、地域づくりのプロジェクトを推進し、少子高齢化及び人口減少に対応していくこととしました。
h	新市建設計画 事業	・廃校の利用、活用で、新しい箱物建設をストップする方向を ・無人博物館を美術館やイベント利用施設にする。 ・一関コメリから、一関大町に通る橋を作り、一関駅に流れる ようにする。 ・人口は大幅に減っている。限界集落の拡大に無理にストップ をかけないで、幹線沿いに移転するよう、働きかけていく	生を掲げ、しごとづくり、子育て応援、地域づくりのプロジェクトを推進し、少子高齢化及び人口減少に対応していくこととしています。

No.	題名	意見等の内容	対応状況(平成27年10月29日現在)
6	高速道路設置	・一関地区と室根地区があまりにも離れている為東北道から三陸道への高速道路を作った方がいいと思います。つくる事により海岸との交通及び、復興にも役立つと思います。	・高速道路については、気仙沼市とともに誘致に取り組んでいますが、見通しは厳しい状況です。現在、一関市・気仙沼市・平泉町の2市1町で組織している国道284号整備促進期成同盟会で地域高規格道路の早期実現を要望しており、国土交通省等に今後も機会を捉えて要望していくこととしています。
7	キリシタンの	・藤沢の大籠と宮城県北の米山等を世界遺産にする運動をしていただきたいと思います。 それをILCとからめて宗教の哲学と科学の技術革新をからめてやってください。 宗教の哲学の上に人類の科学技術の進歩がある。 世界遺産の平泉→カトリックの宗教の世界的世界遺産、和と洋の融合がこの地にあるということは、恵まれていると思います。これを生かさない手はないですよ。	・基本計画の重点プロジェクト「ILCを基軸としてまちづくり」を掲げ、施策を展開することとしました。いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

No.	題名	意見等の内容	対応状況(平成27年10月29日現在)
8	一関駅前の再 開発について	一関駅前を再開発しなければ一関の発展はないのではないだろうか。 一関と仙台間の高速バスは平成12年度に6万人を越えて伸び続けており、現在では、土日休日は満員で20万人に達しているのではないだろうか。 休日の一関は閑古鳥が鳴いている。 秋田駅前のビルや仙台の141ビルなどを参考にして、まちおこしコンサルやJRとも協議して診断してもらい、大町商店街や上の橋商店街の復興に取り組んでもらいたい。 駅で会った松川から一関の高校へ通ったという東京在住のご婦人はさびしいと言っていた。	○分野別計画1−3商業・サービス業 ・「商店街の活性化」として、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ることとしました。 ○分野別計画2−3公共交通 ・「一ノ関駅周辺の整備」として、一ノ関駅周辺の整備充実を図ることとしました。
9		一ノ関駅で歩行者が東西に移動しにくい状況を改善してほしい。駅の東から西や西から東に移動するのに、毎回140円の通行料(入場切符)を払うのは何か違う気がします。 鉄道によって分断された道を通れるようにしてほしいと思います。せめて、一関市民は通行料を払わずに駅に行き来できるようにJRと協力してもられないでしょうか。	○分野別計画2-3公共交通 ・「一ノ関駅周辺の整備」として、一ノ関駅の東西自由通路の 必要性等について、検討を進めることとしました。

No.	題名	意見等の内容	対応状況(平成27年10月29日現在)
10	1.総合計画前期基本計画策定とのできます。	総合計画前期基本計画策定タウンミーティングで説明を聞いた中で、重点プロジェクトを置き、横断的な対応で進めると伺いました。 基本構想のタウンミーティングの時にも意見を述べましたが、地域生活における課題を解決する上では、市役所の中で部・課・係を超えた対応が必要だと考えます。その考えから、横断的なプロジェクトチームによる取り組みが行われることはとても良いことであると考えます。しかし、今までの各種計画策定の委員会やプロジェクトチームは計画策定だけに留まってしまい、実践や推進のためのプロジェクトにならないのはとても残念だと思います。計画に携わった者が、意識を持って推進にかかわっていくことが大切だと思いますし、市役所内でも部・課・係を超えたプロジェクトが市民や企業団体を巻き込むことによって、市役所と協働していくことで策定された計画が実行されることを望みます。	・策定した計画の推進については、効果的に実施していくことができるよう、庁内で推進体制を整備し、推進していくこととします。 ・重点プロジェクトのほか、人口減少に対応するため策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」についても横断的に施策を推進していくこととしています。 ・計画の策定につきましては、多くの市民の皆さんに参画していただきました。計画の実施に当たっても、多様な機会の設置により、市民のみなさんの参画をいただきながらまちづくりを進めていくこととしています。今後ともよろしくお願いします。